

第7次 秋田市 総合都市計画

都市計画に関する基本的な方針

概要版

令和3年6月
秋田市

目次

序章	1
序-1 計画の目的と位置づけ	1
序-2 対象区域の設定と目標年次	1
序-3 まちづくりの課題	2
第1章 目指すべき都市の姿	3
1-1 まちづくりの基本的な視点	3
1-2 まちづくりの基本理念	4
1-3 まちづくりの目標	5
1-4 将来都市構造	6
第2章 全体構想	7
2-1 土地利用の方針	8
2-2 交通体系の整備方針	10
2-3 住環境・市街地整備の方針	12
2-4 水と緑の整備・保全の方針	14
2-5 景観形成の方針	16
2-6 供給・処理施設等の整備方針	18
第3章 地域別構想	19
3-1 中央地域	20
3-2 東部地域	22
3-3 西部地域	24
3-4 南部地域	26
3-5 北部地域	28
3-6 河辺地域	30
3-7 雄和地域	32
第4章 実現化方策	34
4-1 多様な主体の協働によるまちづくりの推進	34
4-2 将来都市像の実現に向けた施策展開の方向性	35
4-3 総合都市計画の評価・管理	35

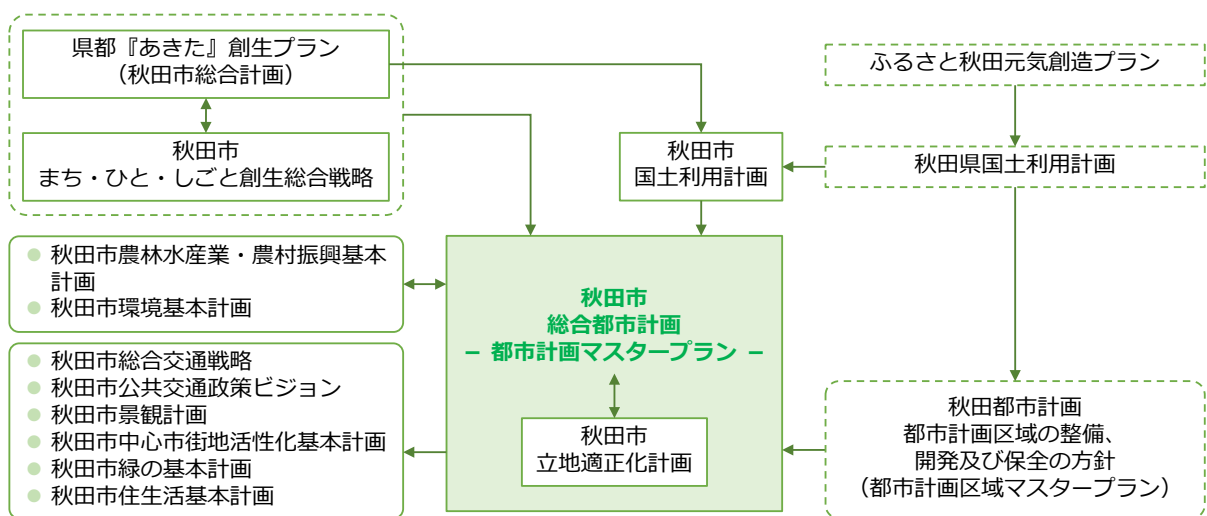
序 章

序－1 計画の目的と位置づけ

秋田市総合都市計画は、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

本計画では、市全体のまちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立するとともに、7地域のあるべき市街地像を示し、地域別の課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく、総合的に定めます。

○ 主な上位・関係計画との関係



序－2 対象区域の設定と目標年次

1 対象区域の設定

本計画は、都市計画マスタープランとして都市計画区域を重点的に扱いますが、都市づくり全体に目を向けた総合的な指針として、都市計画区域外の農地や森林地域を含む秋田市全域を対象とします。

2 目標年次

本計画の目標年次は、おおむね20年後の2040年とします。また、具体の整備に関してはおおむね10年後の2030年を目標とします。

序－3 まちづくりの課題

人口減少・少子高齢化の進行や社会情勢の変化などを踏まえた「都市の現状と課題」、
「まちづくりに対する市民意識」、「第6次秋田市総合都市計画の評価」から、目指すべき都市の姿を設定するためのまちづくりの基本的な視点を整理しました。

都市の現状と課題

- 中心市街地や各地域の中心部における人口密度の維持
- 農村集落のコミュニティの維持
- 地域経済の維持・活性化
- 都市機能の誘導や都市のスポンジ化への対応
- 公共交通サービスの維持・増進
- 安全・安心な生活環境の確保
- 地球温暖化への対応
- 自然環境・歴史・文化の活用
- 社会資本の老朽化対策
- 多様化・複雑化するニーズへの対応

まちづくりに対する市民意識

まちづくりを進める上で重要な事項


- 充実した医療
- 生活しやすさ
- 公共交通と徒歩での移動が便利
- 防災・防犯対策の充実した安全

総合都市計画見直しの重点テーマ

- 人口減少を見据えた持続可能で効率的な都市づくり
- 誰もが暮らしやすい都市・住まいづくり
- 災害に強い都市づくり

第6次秋田市総合都市計画の評価

- ◆ 多核集約型コンパクトシティの推進
- ◆ 災害に強いまちづくり
- ◆ 地域特性をいかしたまちづくり



目指すべき都市の姿 まちづくりの基本的な視点

第1章 目指すべき都市の姿

1-1 まちづくりの基本的な視点

今後の人口減少・少子高齢化を見据えると、これまで一定の人口に支えられてきた生活サービスや公共交通サービスの低下、経済規模の縮小等により、市民生活に支障が生じる可能性や、伝統文化の継承や自然環境の保全を担う地域コミュニティの維持が困難になるなど、市民生活を取り巻く周辺環境にさらに影響を及ぼすことが懸念されます。

また、今後の都市づくりにおいては、多発化する自然災害や、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大にともなう人々の行動様式・意識の変化など、不確実な事象へも柔軟に対応しながら、安定した市民生活を守り、集積のメリットを効果的に実現していくことで、これまでの都市づくりで形成された「暮らしの豊かさ」を継承していくことが求められます。

こうしたことを念頭におきつつ、都市の課題やまちづくりに対する市民の意識、第6次計画の評価を踏まえ、目指すべき都市の姿を設定するためのまちづくりの基本的な視点を以下のとおり整理しました。

視点1 持続可能な都市構造の形成

- 各地域の拠点に居住や生活サービス施設などの都市機能の維持・集約を図り、集約型都市構造を形成することが必要です。
- 都市の骨格となる道路網や公共交通ネットワークの形成を進め、多様な世代にとって健康で暮らしやすい都市づくりが求められています。

視点2 コンパクトな市街地を基本としたにぎわいのある拠点の形成

- 各地域の拠点では、多様な主体が連携し、拠点性の向上や活力の創出を図り、各地域の特性に応じた魅力ある都市づくりが必要です。

視点3 風土・文化・自然環境をいかし環境に配慮した緑豊かな都市づくり

- 低炭素に配慮した市街地の形成とともに、自然環境や田園環境の保全・育成など、環境共生型の都市づくりが必要です。

視点4 市民の暮らしを守る安全・安心な都市づくり

- 近年多発化する自然災害に対し、ハード・ソフト両面からの対策や災害リスクに応じた土地利用の規制・誘導等を促進し、災害に強く、しなやかな都市づくりが求められています。

1 - 2 まちづくりの基本理念

【まちづくりの基本理念】

暮らしの豊かさを次世代につむぐ 持続可能な活力ある都市

～「市民の生活」や「地域の文化」を守り、未来へ引き継ぐまちづくり～

「都市」とは、市民生活に必要な住まいや生活サービス等の都市機能、働く場所が確保され、地域固有の歴史・文化・伝統やそれらによって培われてきた人々の営みや習慣、自然環境の持つ多様な機能や災害への安全性などを提供する「暮らしの土台」であり、日常生活の各場面で多様な選択肢の中から自らが選ぶことができ、出会いや交流を通じた様々な体験を可能とする「暮らしの豊かさを育む場」であるといえます。

人口減少下にあっても社会、経済、文化、自然環境等の様々な面において、市民の暮らしを守り、豊かさを実感し続けられるよう、居住や生活サービス施設等の都市機能を誘導・集約し、それらを移動しやすい公共交通や道路網でつなぐ多核集約型コンパクトシティの形成を進め、将来にわたり持続可能な都市を目指します。

また、人々の行動様式・意識の変化等に柔軟に対応しながら、市民・事業者・行政の協働により、地域間の人の流れや交流を促すことで多様なヒト（人）・モノ（商品やサービス）・コト（事象）を誘発し、未来に向けて新たな魅力や活力を生み出すことができる都市を次世代に引き継ぐため、「暮らしの豊かさを次世代につむぐ持続可能な活力ある都市」をまちづくりの基本理念とし、「市民の生活」や「地域の文化」を守り、未来へ引き継ぐまちづくりを進めます。



1 - 3 まちづくりの目標

目標1 市民生活を支える持続可能な多核集約型コンパクトシティの形成

- 市民生活の利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などの実現に向け、多核集約型コンパクトシティの形成を目指します。
- 主に都心・中心市街地や地域中心を対象として居住や都市機能を誘導し、それらの機能をいかして都市の魅力と活力を創出することで、拠点性の向上を図ります。
- 移動しやすい道路網や公共交通網を形成することで、各種の生活サービスが利用しやすい環境づくりや、拠点間の連携・交流を促進します。
- 社会基盤施設等は、「選択と集中」の視点から効果的・効率的に整備を進めるほか、既存ストックの有効活用を図ります。
- 市街地形成にあたっては、市民・事業者・行政等の多様な主体が協働し、エリアマネジメントによるまちづくりを展開します。

目標2 環境の保全・創造による低炭素型まちづくり

- 温室効果ガスの排出抑制に向け、集約型都市構造の実現に取り組むとともに、拠点間を結ぶ骨格道路網の整備や、自動車利用から公共交通利用への転換を促進します。
- 市街地においては、住宅や店舗等の既存ストックの活用とともに省エネルギー型システムや再生可能エネルギーの積極的な導入促進を図り、環境負荷の低減に資するまちづくりに取り組みます。

目標3 多様な資源をいかした緑豊かな都市環境の形成

- 都市と農地、森林などの豊かな自然が隣接・近接している特性をいかし、都市と農村の共生や自然環境・田園環境の保全・育成に取り組みます。
- 地域固有の歴史・文化・風土・伝統等の地域資源を守り、良好な景観を形成・育成することで、多様な資源をいかした都市環境の形成を目指します。

目標4 安全・安心な暮らしを守る生活環境の形成

- 近年多発化する水害や土砂災害等の自然災害に対応するため、災害に強く・しなやかなまちづくりを進めます。
- 人口減少、超高齢化に対応するため、空き地・空き家等低未利用土地の適切な管理・活用を促進するほか、暮らしの安全・快適性を確保することで、高齢者が多様な世代と交流しながら活躍し続けられ、安定した暮らしを守る生活環境の形成を目指します。

1 - 4 将来都市構造

将来都市構造は、都市を形成する上で骨格となる土地利用、拠点、道路網の構成を可視化したものです。

面的な土地利用を誘導する「ゾーン」、各地域の中心となる「都心・中心市街地」「地域中心」、骨格的な構造を形成する「道路網」で構成し、これらによって多核集約型の都市構造を形成します。

○ 将来都市構造図



第2章 全体構想

全体構想とは、本市の将来都市像の実現に向け、目標達成に向けた取組方針に対し、まちづくりにおける分野ごとに方針を示すものです。

分野は、「土地利用」「交通体系の整備」「住環境・市街地整備」「水と緑の整備・保全」「景観形成」「供給・処理施設等の整備」の各方針で構成します。

全体構想の体系

まちづくりの基本理念	<p>暮らしの豊かさを次世代につむぐ 持続可能な活力ある都市 ～「市民の生活」や「地域の文化」を守り、未来へ引き継ぐまちづくり～</p>																													
まちづくりの目標	<p>市民生活を支える 持続可能な多核集約型 コンパクトシティの形成</p>				<p>環境の保全・ 創造による 低炭素型まちづくり</p>				<p>多様な資源を いかした緑豊かな 都市環境の形成</p>				<p>安全・安心な 暮らしを守る 生活環境の形成</p>																	
目標達成に向けた取組方針	拠点性をいかした都市の魅力と活力の創出		移動しやすい道路網や公共交通の形成		既存ストックの有効活用		エリアマネジメントによるまちづくりの展開		多核集約型の市街地の形成		温室効果ガスの排出抑制に向けた		低炭素に配慮した市街地・都市施設の整備		都市の緑の保全・創出		都市と農村の共生		自然環境・田園環境の保全・育成		地域の魅力をいかした景観の形成・育成		災害に強く・しなやかなまちづくり		空き地・空き家等低未利用土地の適切な管理・活用		安全・快適性の確保		人口減少・超高齢化に対応した暮らしの	
全体構想	土地利用の方針																													
	交通体系の整備方針																													
	住環境・市街地整備の方針																													
	水と緑の整備・保全の方針																													
	景観形成の方針																													
	供給・処理施設等の整備方針																													

2 - 1 土地利用の方針

(1) 適切な土地利用の規制・誘導

- 市街化区域：用途制限等による土地利用の規制・誘導を基本に、都市機能・居住の各誘導区域への居住や都市機能を誘導
- 市街化調整区域：原則として開発を抑制
- 都市計画区域外：良好な自然環境が有する多様な機能を保全

(2) 市街化区域内への開発需要の誘導

- 空き地・空き家等低未利用土地は、有効利用するほか、適正な管理を促進
- 市街化区域外縁部における、市街化調整区域への逆線引きの検討

(3) 自然環境の保全・管理

- 農林業の振興と連携した自然環境の保全・管理
- 自然景観に配慮した土地利用の誘導

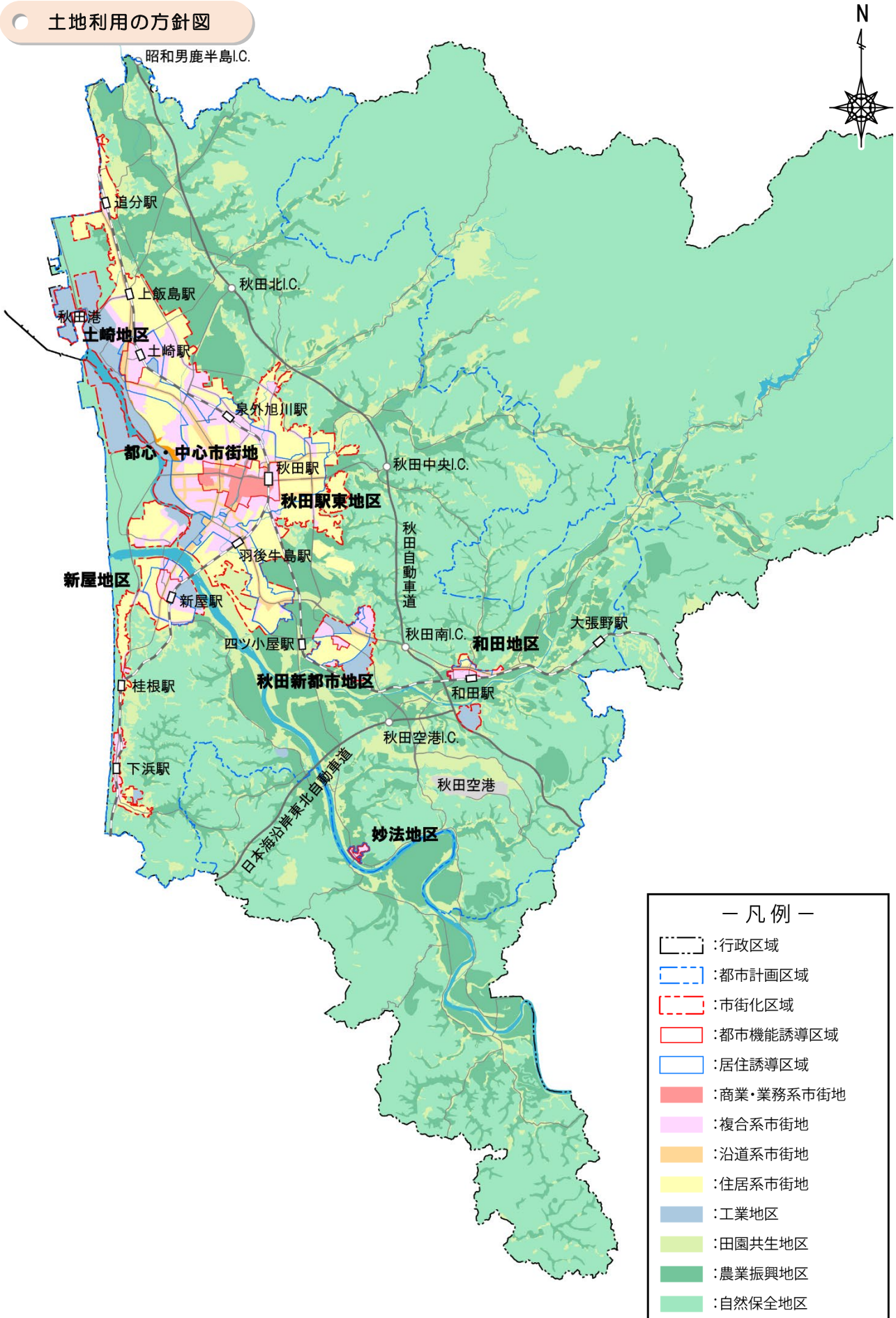
(4) 安全・安心を支える土地利用の規制・誘導

- 自然災害リスク等を踏まえた土地利用の規制・誘導
 - ・自然災害リスクや災害対策の状況等を考慮し、居住誘導区域の見直しや市街化調整区域における開発許可の厳格化等を検討
- 防災機能の向上に資する避難路等の整備

(5) 多核集約型都市構造の実現に向けた土地利用別方針

居住促進 ゾーン ・ 市街地 ゾーン	商業・業務系 市街地	■既存の高次都市機能や商業・業務機能のさらなる充実化を目指し、都市機能・居住の誘導や、土地の高度利用等を推進
	複合系 市街地	■多くの市民が居住する生活利便性の高い地区として、適切な土地利用の規制・誘導によりその環境を保全
	沿道系 市街地	■後背に広がる住宅地への影響および周辺の拠点地域との機能・役割分担に配慮した適切な土地利用の規制・誘導を推進
	住居系 市街地	■良好な住環境の維持・形成を図るとともに、適切な土地利用の規制・誘導によりその環境を保全
市街地 ゾーン	工業地区	■積極的な企業誘致や空き地等の利活用を推進
農地 ゾーン	農業振興 地区	■優良農地の積極的な利用・管理による維持・保全を図るとともに、生産性の向上に資する基盤整備を進めながら、安定した営農環境を形成
	田園共生 地区	■市街地や集落と隣接・近接した自然環境を保全するため、原則として無秩序な市街化を抑制 ■地域コミュニティの維持・活性化の促進
森林 ゾーン	自然保全 地区	■森林地帯における保水・治山機能、観光・レクリエーション機能、生物多様性の保全など、多面的な機能を保全

○ 土地利用の方針図



2-2 交通体系の整備方針

(1) まちづくりと連携した交通体系の構築

- 既存ストックの有効活用や、計画的な道路整備、維持・修繕等の実施
- 公共交通サービスの維持・増進とともに、地域における輸送資源の活用検討

(2) 拠点間をつなぐ効果的・効率的な道路網の整備

- 3環状放射型道路網の形成
- 既存道路の管理・活用
- その他の都市計画道路の整備
- 渋滞を緩和する道路整備

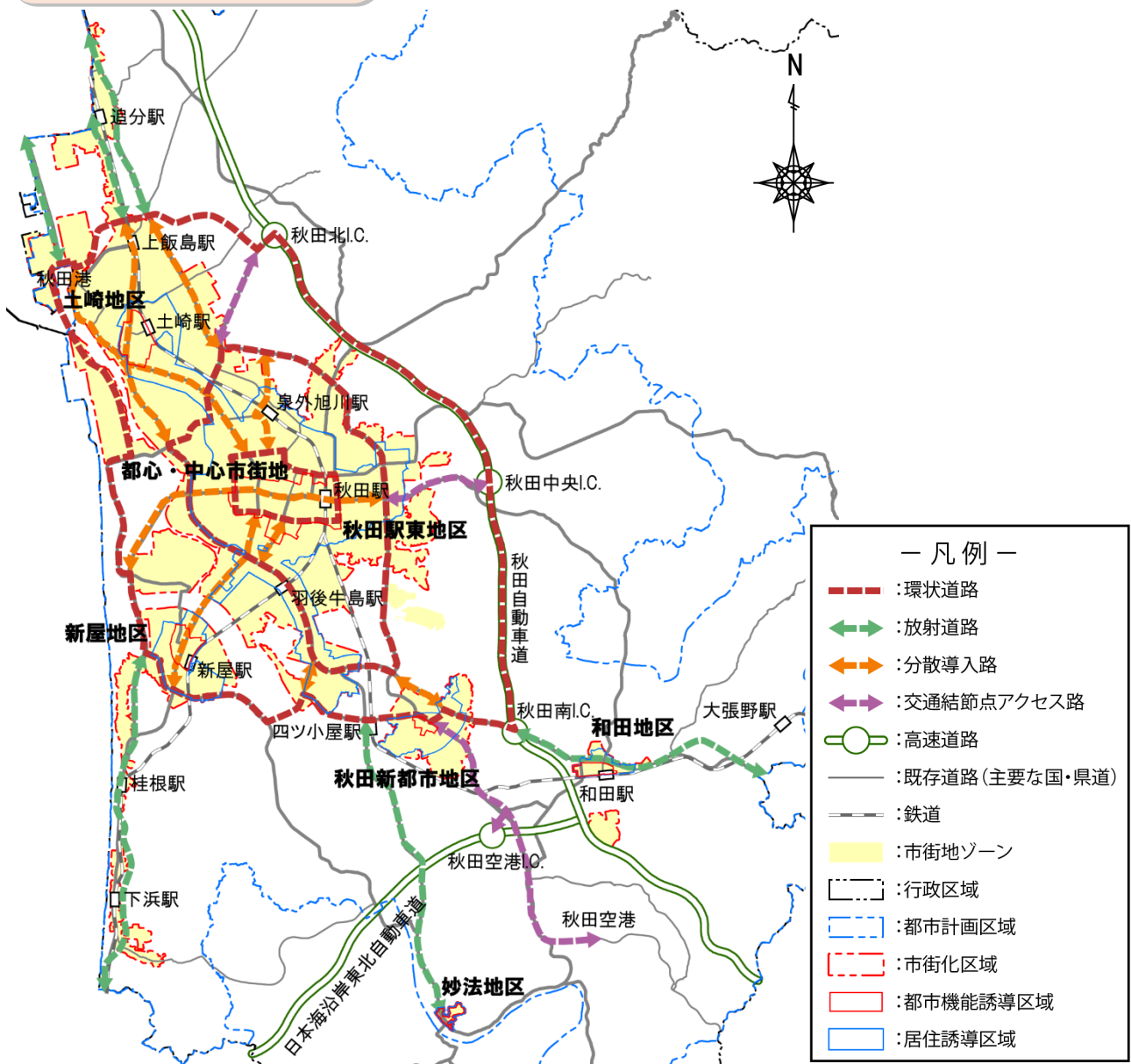
(3) 広域連携機能の充実

- 高速道路網の充実
- 港湾環境の充実
- 空港環境の充実

(4) 安全で利用しやすい道路づくり

- 命を支える道路網の充実
- 歩行者・自転車利用環境の整備
- バリアフリー化および交通安全対策
- 冬期の安全性の確保

道路整備の基本方針図



(5) 環境に配慮した交通環境の整備

- 移動しやすい環境づくり

(6) 将来にわたり持続可能な公共交通の実現

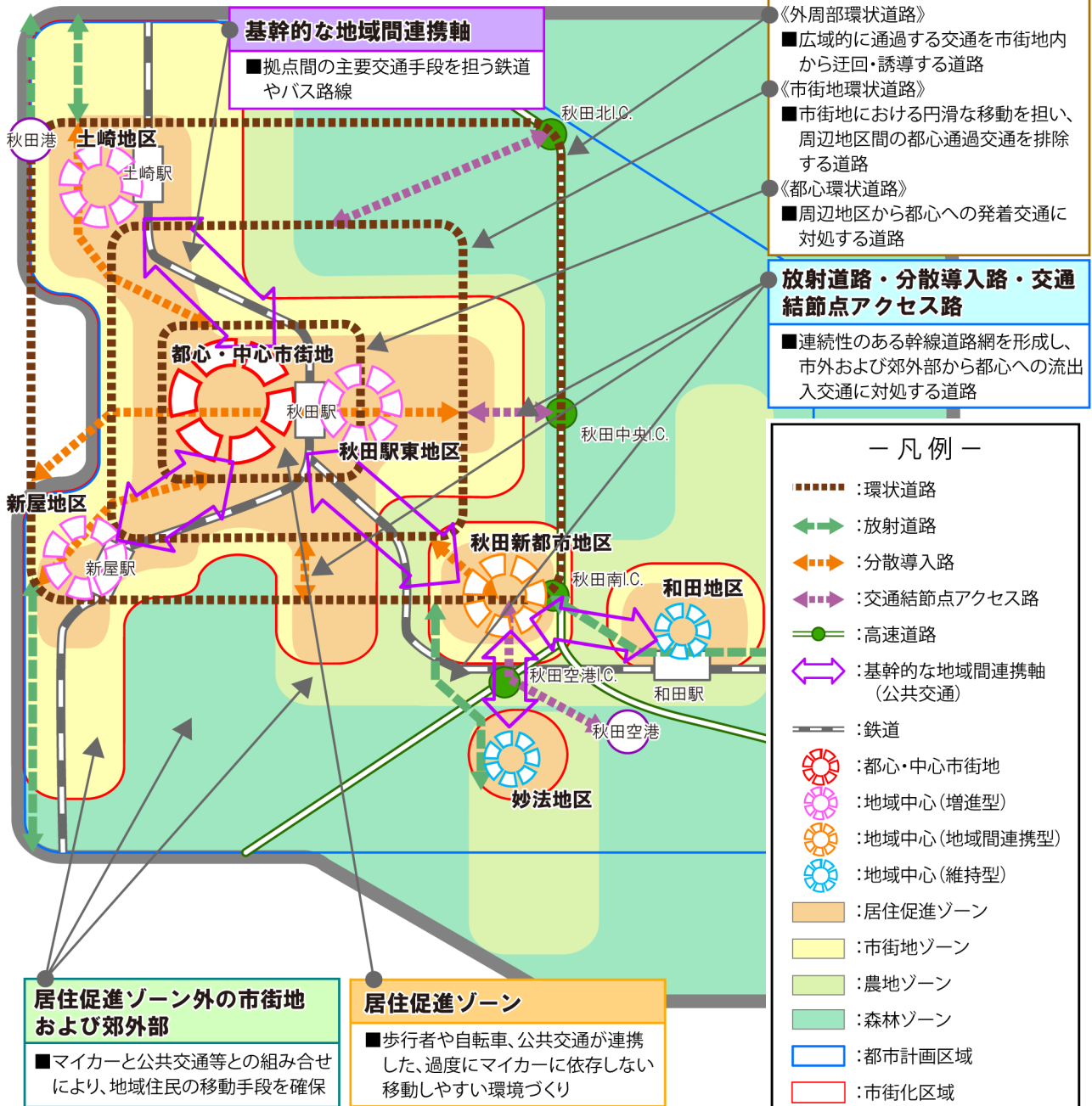
- 過度にマイカーに依存しない交通体系の再構築
- 基幹的な公共交通を担う鉄道や路線バス等の維持・充実
- 地域内における生活交通の確保



将来交通体系のイメージ図

交通体系（道路・公共交通）全体

- 土地利用計画等のまちづくりと連携した、道路網や公共交通網の形成
- 「選択と集中」や「既存ストックの活用」による計画的な道路整備や維持・修繕等
- 公共交通や地域との協働によるマイカーに依存せずに移動が可能となる公共交通網の形成



(6) 市街地開発事業の推進

■ 土地区画整理事業の推進

- ・ 秋田駅東第三地区、秋田駅西北地区土地区画整理事業の計画的な事業推進
- ・ 長期未着手地区の見直し検討

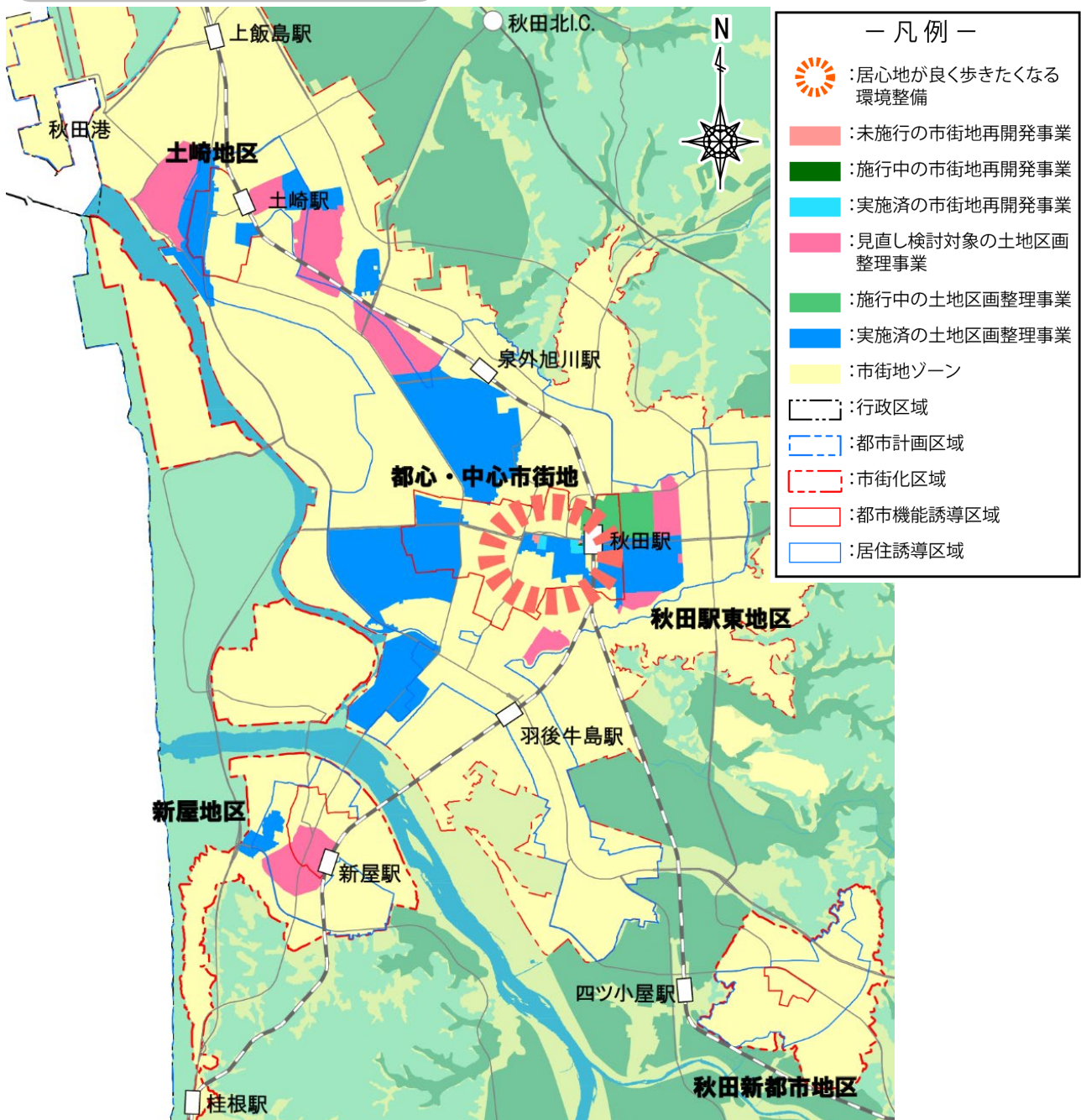
■ 市街地再開発事業の促進

(7) 公共建築物の適切なマネジメント

■ 庁舎、市民サービスセンターなどの公共建築物の長寿命化による、ライフサイクルコストの低減、利用環境の向上および機能保全

■ 上記公共建築物の統廃合や複合化などによる保有量の見直しや、PPP/PFIなどの民間活力導入による効率化を図り、財政負担の軽減と市民サービスを向上

○ 住環境・市街地整備の方針図



2-4 水と緑の整備・保全の方針

(1) 樹林地、農地など自然の緑の保全

- 樹林地の保全
- 農地の保全
- 水辺環境の保全

(2) 緑豊かな生活環境づくり

- ハード・ソフト両面でのグリーンインフラを活用した取組の促進
- 公共公益施設および用地における緑化の推進
- 新たな公共施設整備における、積極的な緑化と草花等による彩りある風景の創出
- 緑のまちづくり活動支援基金による支援や、地区計画制度、緑地協定等の活用

(3) 水と緑のネットワークづくり

- 連続性に配慮した、河川緑地や街路樹、緑道等の機能維持や整備の推進

(4) 緑の拠点づくり

- 県都秋田にふさわしい“顔”づくり
- その他の緑の拠点づくり
 - ・ 新屋駅や土崎駅の周辺などの緑化重点地区における、官民協働による緑化の推進



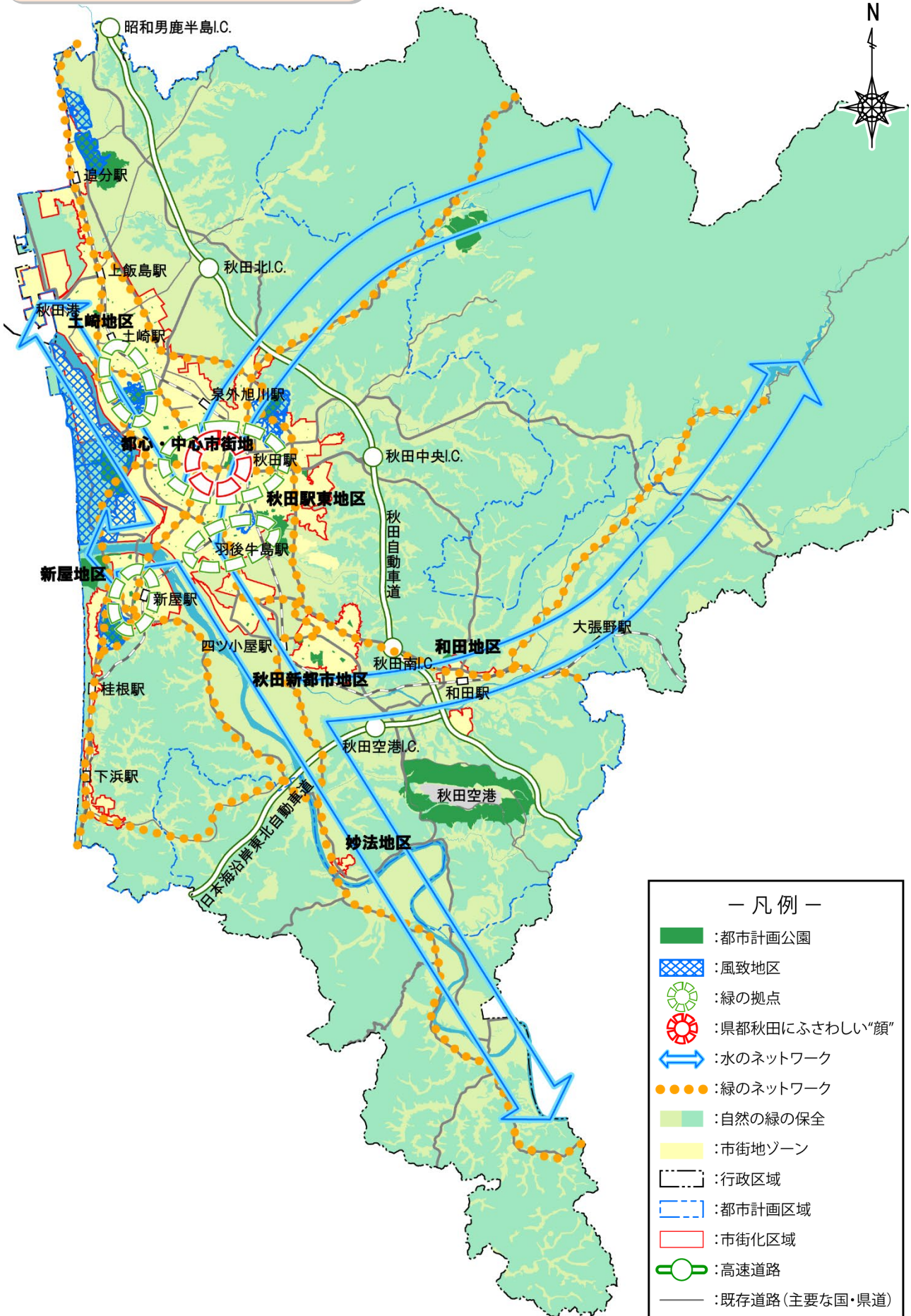
(5) 都市公園の計画的な整備、管理・活用

- 都市計画公園の整備
 - ・ 緑化重点地区や居住誘導区域内における、住区基幹公園の適正な配置に向けた整備の推進と適正な管理
 - ・ 長期未着手都市計画公園の必要性や実現性等の再検証と見直しの実施
- 都市計画公園の管理・活用
 - ・ 施設のバリアフリー化や利用用途に応じたりニューアルの推進

(6) 安全・安心に寄与する緑の保全と創出

- 大雨による水害の発生防止および被害の軽減に向けた、治水対策の促進
- 保水機能を有する森林や農地、その他防災に関連する規制区域等の緑の保全・創出
- 防災機能の充実や町内会等による防災訓練の促進など災害時に役立つ公園づくり
- 各種浸水ハザードマップの周知や防災施設等の老朽化対策

水と緑の整備・保全の方針図



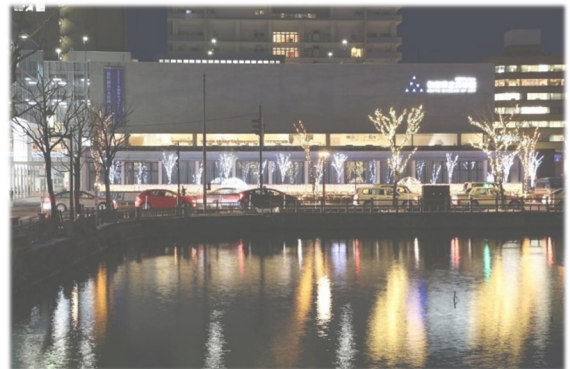
2 - 5 景観形成の方針

(1) 秋田市のイメージを形成する景観づくり

- 歴史や文化、伝統、習慣等の地域特性に配慮した、次世代に継承する景観づくり
- 「秋田市景観計画」や「秋田市景観条例」、「秋田市屋外広告物条例」に基づく良好な景観の保全
- 市民一人ひとりが自ら創意工夫することで生まれる新しい発想による、魅力のある景観づくりの促進

(2) 活気のある都市景観の形成

- 地域特性をいかした景観形成
 - ・ 都心・中心市街地では、沿道施設一階部分の開放やリノベーションを促進するほか、昼だけでなく夜も歩きたくなる環境整備や回遊性の向上による、県都秋田にふさわしい景観づくりを推進
- 多様な手法を活用した景観づくり
 - ・ 学校や官公庁等の公共建築物は、周辺環境との調和に配慮するとともに、敷地内の緑化を推進
 - ・ 特色ある景観づくりに向けた秋田杉などの地域素材の活用による景観整備の促進



(3) 自然と田園をいかした景観形成

- 本市を代表する自然環境や眺望景観の保全

(4) 安全性にも寄与する景観づくり

- 街灯の整備やライトアップなどによる、観光地としての魅力向上と防犯にも寄与する夜間景観の演出
- 敷地内での緑化と夜間照明の設置等を推奨し、緑に包まれたうるおいのある、安全な工業地の景観形成
- 空閑地における環境美化や、空き家の利活用など防犯に配慮した景観形成

(5) 歴史・文化をいかした景観形成

- 歴史的・文化的資産への、景観法の制度や歴史的建造物の維持等に対する支援制度の活用による、景観の維持・向上
- 寺町一帯の社寺林等の歴史資源と一体となった緑の保全
- 歴史や風土を継承した景観形成の推進



○ 景観形成の方針図



2-6 供給・処理施設等の整備方針

(1) 上下水道の適切なマネジメント

- 既設の上下水道施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減や機能保全
- 公共下水道および市設置浄化槽のいずれかによる未普及地域の解消の推進
- 雨水排水施設の未整備地区における雨水幹線および管路等の整備の推進と、局所的な被害が発生している箇所における排水ポンプの設置などの対策の実施
- 秋田臨海処理センターに汚水処理機能を統合した八橋汚水中継ポンプ場の今後の利活用に関する基本的な方向性の検討



(2) 卸売市場の再整備の検討

- 卸売市場の再整備に関する基本的な方向性の検討

(3) 都市施設の適切なマネジメント

- 汚物処理場やごみ処理場、火葬場等の都市施設の長寿命化のほか、計画的な点検、維持・管理や民間活力の導入等によるライフサイクルコストの低減や機能保全

(4) 環境負荷の低減に配慮した施設整備

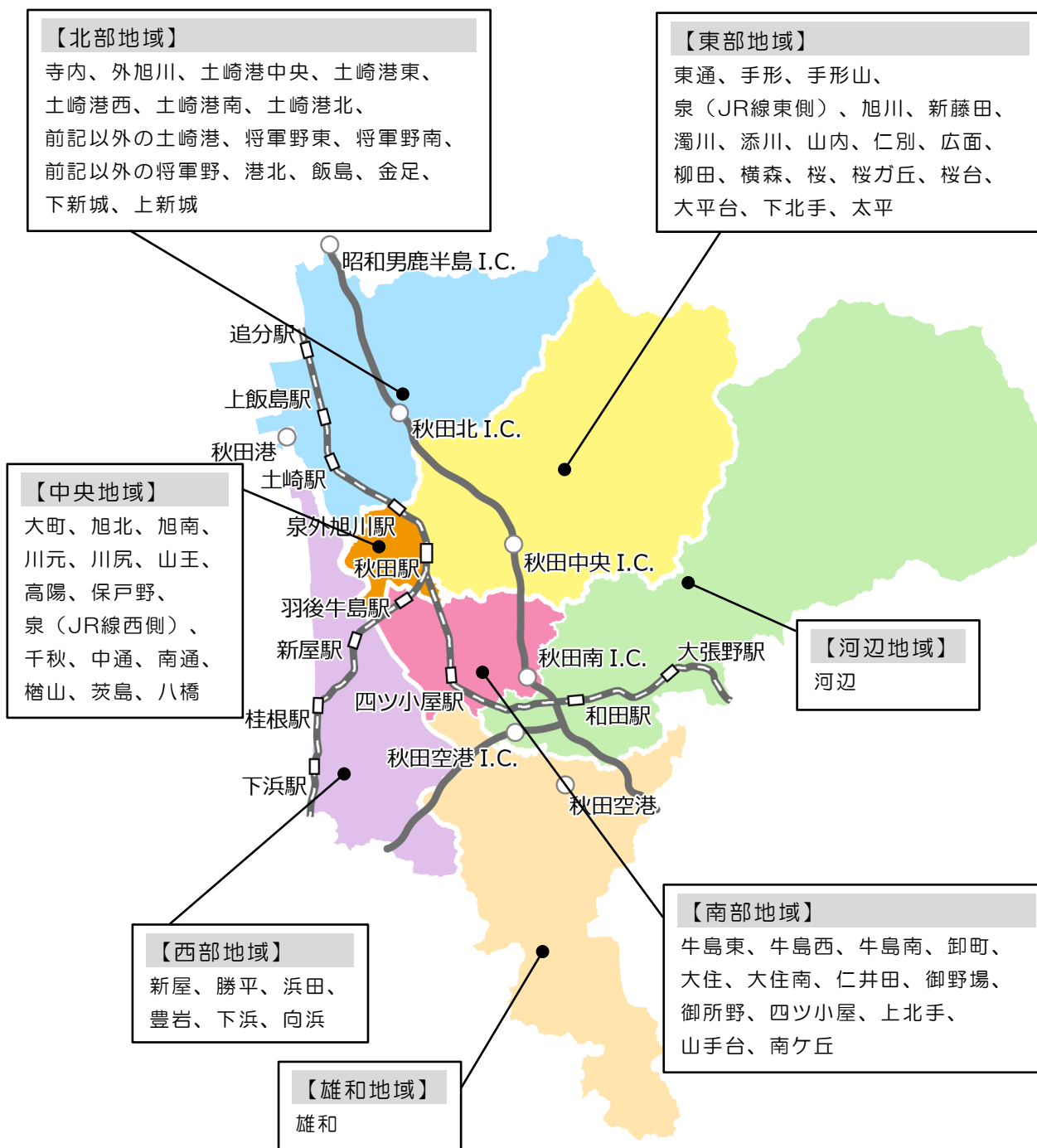
- 新たな施設整備にあたっては、周辺の自然環境への配慮はもちろん、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用促進、緑化の推進など環境負荷の低減に配慮した施設整備を推進

第3章 地域別構想

地域別構想は、市内7地域ごとに、地域の現況、アンケート調査等による住民の意向、課題等を踏まえ、将来の地域のまちづくりの方向性を示すものです。

なお、まちづくりの方向性は、全体構想で示されている、土地利用の方針、交通体系の整備方針、住環境・市街地整備の方針、水と緑の整備・保全の方針、景観形成の方針、供給・処理施設等の整備方針に基づくものです。

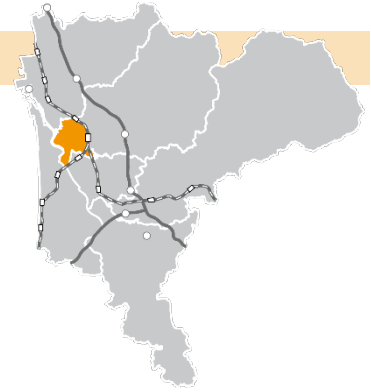
地域区分



3-1 中央地域

◆ 地域の概況

- 中央地域の人口は2015年で72,579人であり、高齢化率は25.9%となっています。
- 面積は約1,710haで、地域全体に都市計画区域が指定されています。また、河川部を除いたすべての地域に市街化区域（約1,610ha）が指定されています。



◆ 主な課題

土地利用	<ul style="list-style-type: none">■ 県の中心となる地域として、適正な土地利用の誘導により拠点性の維持・向上を図る必要があります。■ 秋田駅に近接し、商業施設や公共公益施設等が利用しやすい利便性の高い住宅地として、既存ストックの活用や低未利用土地への対応に取り組み、人口密度を維持していく必要があります。
交通体系	<ul style="list-style-type: none">■ 秋田駅は、本市の重要な交通結節点として、公共交通のさらなる利便性の向上を目指し、地域間の連携・交流を促進する必要があります。
住環境・市街地整備等	<ul style="list-style-type: none">■ 既存の高次都市機能や商業・業務機能の更なる充実に向け、居住や都市機能の誘導を促進する必要があります。■ 県都秋田の玄関口として、秋田駅周辺の既存ストックを活用した、にぎわい形成や回遊性の向上、緑化等の景観形成を進めていく必要があります。

◆ 地域づくりの方向性

- [多様なヒト・モノ・コトを誘発し 新たな文化を育むまちづくり](#)
- [歴史と文化が香る 魅力的で愛される県都秋田の“顔”づくり](#)
- [市内外への交通拠点として 公共交通の利便性が高いまちづくり](#)

中央地域は、本市のみならず県の産業活動の中心であり、県全体の発展を牽引する役割を担う地域です。

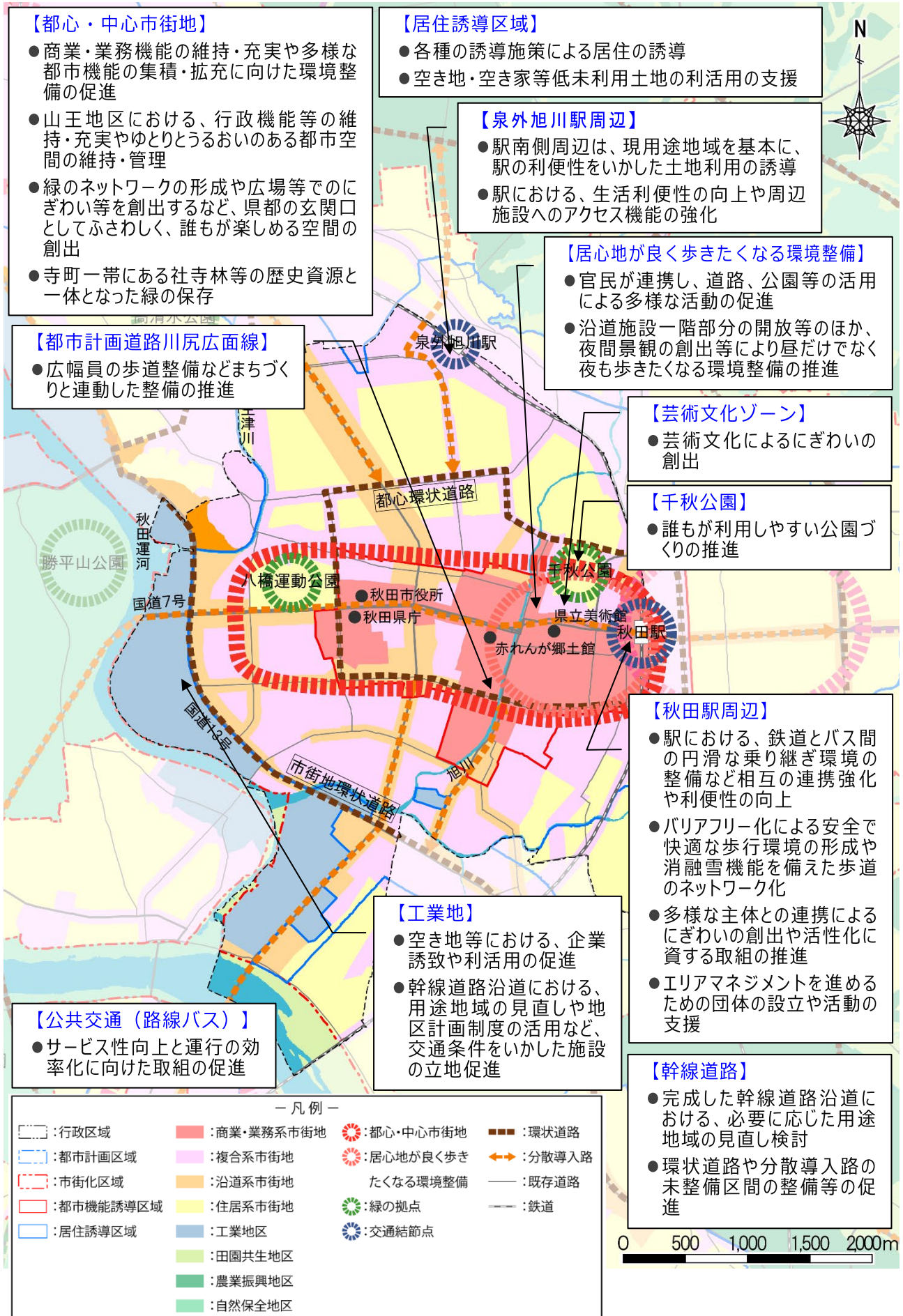
特に、都心・中心市街地は、商業・業務・行政・文化などの都市機能が集積した地区であり、今後も更なる充実により、拠点性の維持・向上に取り組むことで、多様なヒト（人）・モノ（商品やサービス）・コト（事象）を誘発し、県都にふさわしいにぎわいと活力あふれる拠点形成を目指します。

また、秋田駅およびその周辺は、県内外からの来訪者を迎える玄関口としての役割も担っていることから、県都秋田市のイメージを形づくる「顔」として、歴史・文化・自然をいかした魅力ある市街地環境の形成を推進します。

加えて、秋田駅は、都心と各地域を結ぶ鉄道やバスなどの公共交通ネットワークの中心でもあり、円滑な都市間・都市内移動の確保に向け、さらなる利便性の向上に向けた交通環境の改善に取り組みます。

中央地域構想図

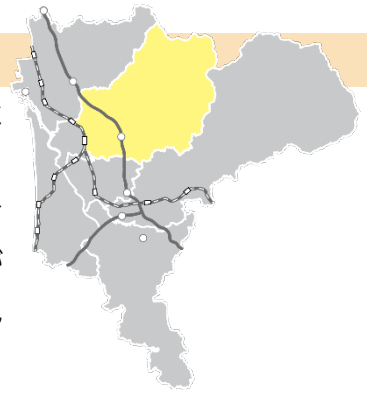
：主な地域づくりの方針



3-2 東部地域

◆ 地域の概況

- 東部地域の人口は2015年で63,822人であり、高齢化率は27.5%となっています。
- 面積は約18,170haで、地域の約5割（約8,210ha）に都市計画区域が指定されています。また、秋田駅から東側に広がる住宅地や商業地等に市街化区域（約1,170ha）が指定されています。



◆ 主な課題

土地利用	■ 秋田駅東地区では、引き続き土地区画整理事業を進め、秋田駅に近接する位置特性をいかした生活サービス機能等の維持・増進により、拠点性の維持・向上を図る必要があります。
	■ 市街地郊外部や既存集落では、高齢化や低未利用土地への対応等に取り組み、住環境を保全していくとともに、地域コミュニティを維持・活性化していく必要があります。
	■ 地域にある太平川等の水辺空間、農地や樹林地等を貴重な地域資源として捉え、無秩序な市街化の抑制や市民・NPO等の多様な主体との協働・参画による管理・保全を図る必要があります。
交通体系	■ 秋田駅は、本市の重要な交通結節点として、公共交通のさらなる利便性の向上を目指し、地域間の連携・交流を促進する必要があります。
住環境・市街地整備等	■ 秋田駅東地区は、秋田駅に近接した利便性の高い市街地として、居住や都市機能の誘導を促進する必要があります。
	■ 地域内に立地する大学との連携強化等を進め、若い力を活用した地域活力の向上を図る必要があります。
	■ 住宅地の整然とした街並みや市街地に近接する自然環境を保全し、うるおいを感じることができる環境の維持・向上を図る必要があります。

◆ 地域づくりの方向性

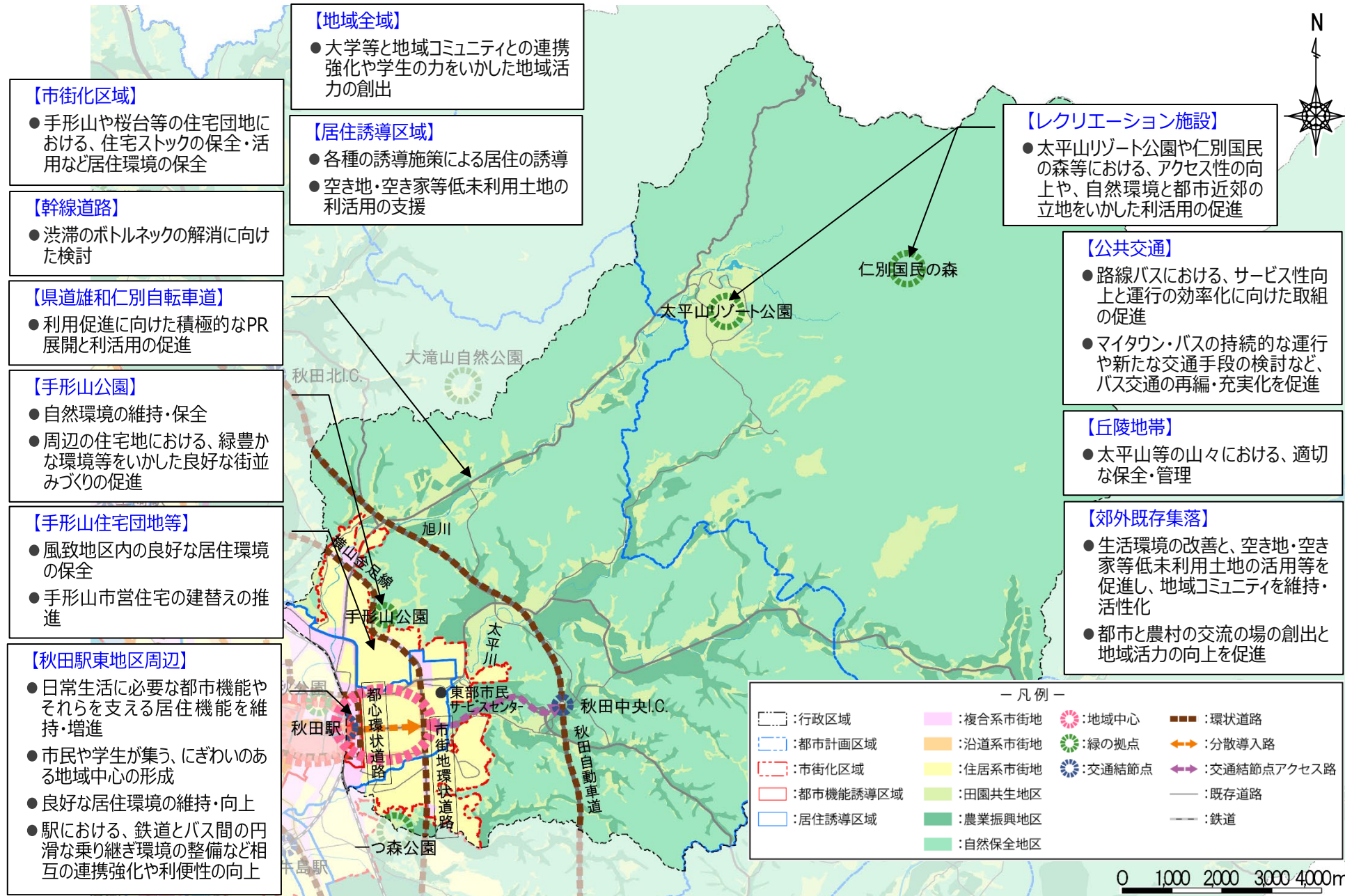
- [都市機能や交通機能の充実による生活利便性の高いまちづくり](#)
- [地域内の大学をいかした若者が活動・活躍できるまちづくり](#)
- [身近な自然を感じられる緑豊かな居住環境づくり](#)

東部地域は、豊かな自然環境を有しているほか、秋田駅東地区を中心に、土地区画整理事業等による社会基盤施設が整った良好な住宅地や、幹線道路沿道の商業地など、利便性の高い市街地が形成されてきています。

今後も、秋田駅東地区を中心に都市機能や居住を誘導するとともに、公共交通機能や商業機能等の更なる充実を図り、生活利便性の高いまちづくりを目指します。

また、地域内に大学が立地し、多くの学生が集まる特徴をいかし、大学との連携強化や地域住民との交流促進等を進めながら、若者が集い活動する、活気あるまちづくりに取り組みます。

本地域の恵まれた自然環境については、市街地の外延的な拡大の抑制や、市民や行政など多様な主体の連携により適切な保全・管理を進め、市街地においても、自然環境と調和した緑豊かな居住環境づくりを目指します。



【市街化区域】

- 手形山や桜台等の住宅団地における、住宅ストックの保全・活用など居住環境の保全

【幹線道路】

- 渋滞のボトルネックの解消に向けた検討

【県道雄和仁別自転車道】

- 利用促進に向けた積極的なPR展開と利活用の促進

【手形山公園】

- 自然環境の維持・保全
- 周辺の住宅地における、緑豊かな環境等をいかした良好な街並みづくりの促進

【手形山住宅団地等】

- 風致地区内の良好な居住環境の保全
- 手形山市営住宅の建替えの推進

【秋田駅東地区周辺】

- 日常生活に必要な都市機能やそれらを支える居住機能を維持・増進
- 市民や学生が集う、にぎわいのある地域中心の形成
- 良好な居住環境の維持・向上
- 駅における、鉄道とバス間の円滑な乗り継ぎ環境の整備など相互の連携強化や利便性の向上

【地域全域】

- 大学等と地域コミュニティとの連携強化や学生の力をいかした地域活力の創出

【居住誘導区域】

- 各種の誘導施策による居住の誘導
- 空き地・空き家等低未利用土地の利活用の支援

【レクリエーション施設】

- 太平山リゾート公園や仁別国民の森等における、アクセス性の向上や、自然環境と都市近郊の立地をいかした利活用の促進

【公共交通】

- 路線バスにおける、サービス性向上と運行の効率化に向けた取組の促進
- マイタウン・バスの持続的な運行や新たな交通手段の検討など、バス交通の再編・充実化を促進

【丘陵地帯】

- 太平山等の山々における、適切な保全・管理

【郊外既存集落】

- 生活環境の改善と、空き地・空き家等低未利用土地の活用等を促進し、地域コミュニティを維持・活性化
- 都市と農村の交流の場の創出と地域活力の向上を促進

— 凡例 —

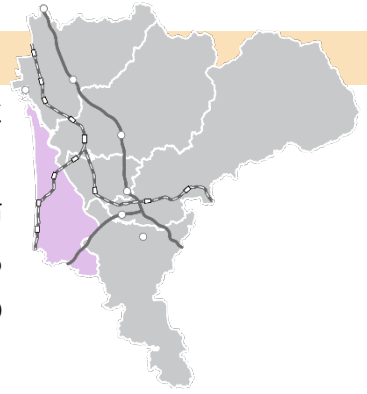
: 行政区域	: 複合系市街地	: 地域中心	: 環状道路
: 都市計画区域	: 沿道系市街地	: 緑の拠点	: 分散導入路
: 市街化区域	: 住居系市街地	: 交通結節点	: 交通結節点アクセス路
: 都市機能誘導区域	: 田園共生地区	: 既存道路	: 鉄道
: 居住誘導区域	: 農業振興地区		
	: 自然保全地区		

0 1000 2000 3000 4000m

3-3 西部地域

◆ 地域の概況

- 西部地域の人口は2015年で35,237人であり、高齢化率は29.4%となっています。
- 面積は約8,450haで、地域の約8割（約6,630ha）に都市計画区域が指定されています。また、新屋駅を中心に広がる住宅地や商業地、国道7号沿道の住宅地、西部工業団地等の工業地等に市街化区域（約1,200ha）が指定されています。



◆ 主な課題

土地利用	■ 新屋地区は、住宅地と近接・混在した商業地として、日常の暮らしの中で必要な機能を維持・増進し、多様な土地利用が調和した拠点性の維持・向上を図る必要があります。
	■ 低未利用土地等の既存ストックの保全・活用などに取り組み、住環境を保全していく必要があります。
	■ 西部工業団地等の工業地は、周辺環境に配慮しながら、良好な操業環境の維持・形成を図るとともに、未分譲地の有効活用および地域産業の活性化を進めていく必要があります。
交通体系	■ 地域にある海岸や雄物川等の水辺空間、農地や樹林地等を貴重な地域資源として捉え、無秩序な市街化の抑制や市民・NPO等の多様な主体との協働・参画による管理・保全を図る必要があります。
	■ 新屋地区と他地域との連携・交流を支える、道路網や公共交通の機能維持・増進を図る必要があります。
住環境・市街地整備等	■ 新屋地区は、低層の商業地や住宅地が混在した特性に配慮しつつ、居住や都市機能の誘導を促進する必要があります。
	■ 市街地に近接した自然環境を保全しつつ、大森山公園や海水浴場等の既存施設について、レクリエーションの場として積極的な活用を図る必要があります。

◆ 地域づくりの方向性

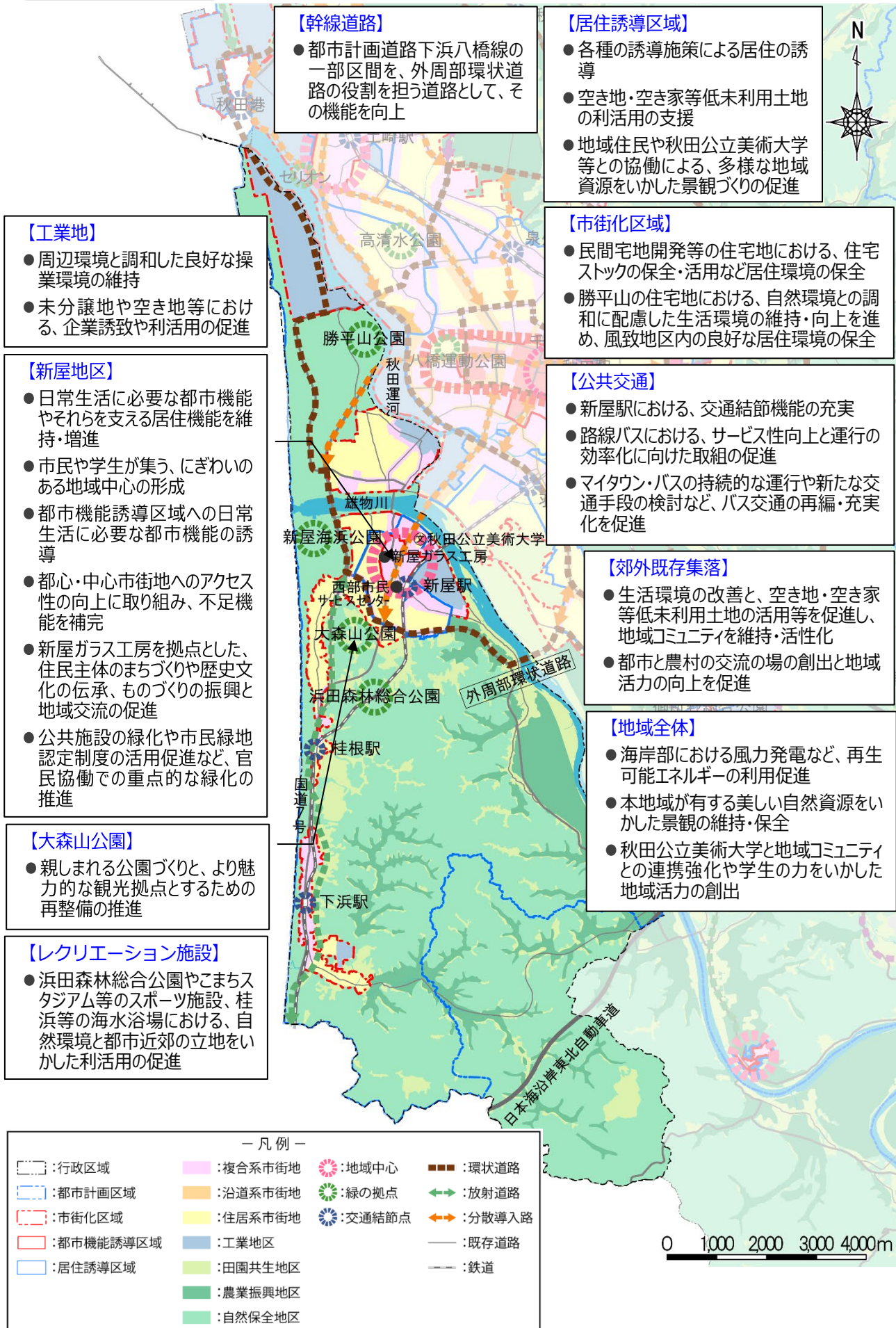
- [自然・産業・商業・住まいがほどよく調和した 活力あるまちづくり](#)
- [生活サービス機能が充実した 利便性の高い生活拠点づくり](#)
- [豊かな資源をいかした 交流を生むまちづくり](#)

西部地域は、住宅地をはじめ大規模な工業団地や公共公益施設などの多様な施設が立地する市街地が形成されており、市街地周辺には良好な自然環境が保全されています。

今後も、周辺環境に配慮しつつ、良好な操業環境の形成や、低未利用土地等の既存ストックの活用による住環境の保全などを図ることで、自然・産業・商業・住まいが調和した、将来にわたり持続可能な市街地の形成を目指します。

本地域の地域中心となる雄物川南側の新屋地区については、既存の行政・文化機能や公共交通の維持・充実を図るとともに、日常の暮らしの中で必要な生活サービス施設や居住を誘導し、地域住民の生活利便性の向上に向けた環境づくりを進めます。

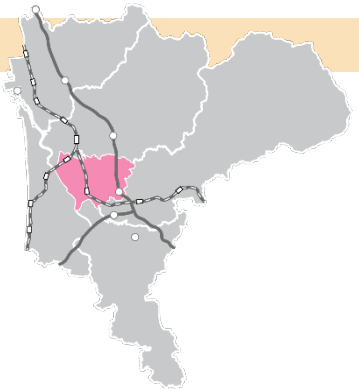
また、本地域が有する海岸や河川、丘陵地などの豊かな自然環境の保全を促進するほか、秋田公立美術大学や地域住民等との連携により、大森山公園や新屋ガラス工房などの観光・交流拠点の積極的な利活用を図り、交流人口の拡大による地域の活力向上とにぎわいの創出に取り組みます。



3-4 南部地域

◆ 地域の概況

- 南部地域の人口は2015年で49,807人であり、高齢化率は25.5%となっています。
- 面積は約4,170haで、地域全域に都市計画区域が指定されています。また、地域の北西部に広がる住宅地等と御所野地区に市街化区域（約1,100ha）が指定されています。



◆ 主な課題

土地利用	<ul style="list-style-type: none">■ 御所野地区は、地域内のみならず、他地域からも利用される拠点として、拠点性の維持・向上に資する適正な土地利用の誘導を図る必要があります。■ 牛島や仁井田、御野場地区は、既存ストックの活用や低未利用土地への対応に取り組み、居住環境の維持・改善を図っていく必要があります。■ 地域にある雄物川等の水辺空間、農地や樹林地等を貴重な地域資源として捉え、無秩序な市街化の抑制や市民・NPO等の多様な主体との協働・参画による管理・保全を図る必要があります。
交通体系	<ul style="list-style-type: none">■ 隣接する河辺・雄和の各地域との連携・交流のほか、中央地域等の他地域との連携・交流を支えるため、公共交通サービスの維持・増進を図る必要があります。
住環境・市街地整備等	<ul style="list-style-type: none">■ 御所野地区は、多様な機能が集積する利便性の高い住宅地として、居住や都市機能の誘導を促進する必要があります。■ 緑を配した良好な住宅地景観や市街地に近接する自然環境を保全する必要があります。

◆ 地域づくりの方向性

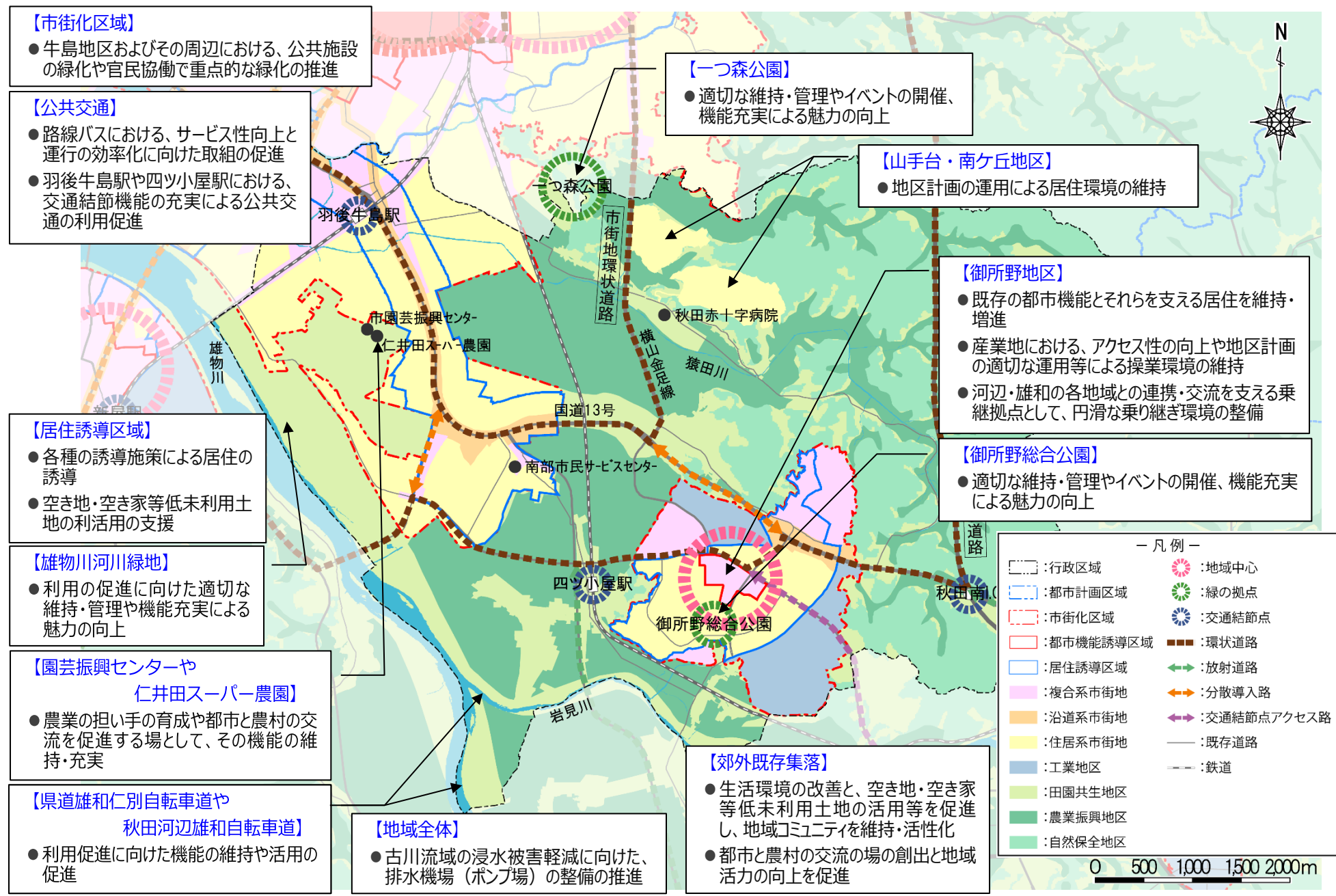
- [多様な都市機能が集積した 利便性が高く活力あるまちづくり](#)
- [田園景観と調和した 良好な居住環境づくり](#)
- [地域間の連携・交流を支える 交通利便性の高いまちづくり](#)

南部地域は、地域内を東西に走る国道13号沿線や御所野地区など、商業・産業・医療・交通等の多様な都市機能が集積する生活利便性の高い地域です。

今後も、牛島・仁井田・御野場地区等の公共交通が利用しやすく、生活サービス機能が確保された地区への居住誘導とともに、御所野地区においては、企業等の産業機能の維持や、都市機能と居住の誘導を促進し、地域内外から多くの人が集まる活力あるまちづくりを進めます。

また、本地域が有する田園・丘陵地域や雄物川の水辺空間などの、豊かな自然環境については、引き続き適切な保全活動を促進するとともに、市街地についても、周辺の田園環境との調和に配慮しながら、自然災害への対応なども含め、良好な居住環境の形成を図ります。

御所野地区については、本地域だけでなく、河辺・雄和地域等の周辺地域の都市機能を補完する地域連携拠点となることから、鉄道やバス路線など、既存の公共交通機関との連携強化や幹線道路の機能維持により、周辺地域へのアクセス性を確保し、利便性の高いまちづくりを目指します。



【市街化区域】

- 牛島地区およびその周辺における、公共施設の緑化や官民協働で重点的な緑化の推進

【公共交通】

- 路線バスにおける、サービス性向上と運行の効率化に向けた取組の促進
- 羽後牛島駅や四ツ小屋駅における、交通結節機能の充実による公共交通の利用促進

【一つ森公園】

- 適切な維持・管理やイベントの開催、機能充実による魅力の向上

【山手台・南ヶ丘地区】

- 地区計画の運用による居住環境の維持

【御所野地区】

- 既存の都市機能とそれらを支える居住を維持・増進
- 産業地における、アクセス性の向上や地区計画の適切な運用等による操業環境の維持
- 河辺・雄和の各地域との連携・交流を支える乗継拠点として、円滑な乗り継ぎ環境の整備

【御所野総合公園】

- 適切な維持・管理やイベントの開催、機能充実による魅力の向上

【居住誘導区域】

- 各種の誘導施策による居住の誘導
- 空き地・空き家等低未利用土地の利活用の支援

【雄物川河川緑地】

- 利用の促進に向けた適切な維持・管理や機能充実による魅力の向上

**【園芸振興センターや
仁井田スーパー農園】**

- 農業の担い手の育成や都市と農村の交流を促進する場として、その機能の維持・充実

**【県道雄和仁別自転車道や
秋田河辺雄和自転車道】**

- 利用促進に向けた機能の維持や活用の促進

【地域全体】

- 古川流域の浸水被害軽減に向けた、排水機場（ポンプ場）の整備の推進

【郊外既存集落】

- 生活環境の改善と、空き地・空き家等低未利用土地の活用等を促進し、地域コミュニティを維持・活性化
- 都市と農村の交流の場の創出と地域活力の向上を促進

— 凡例 —

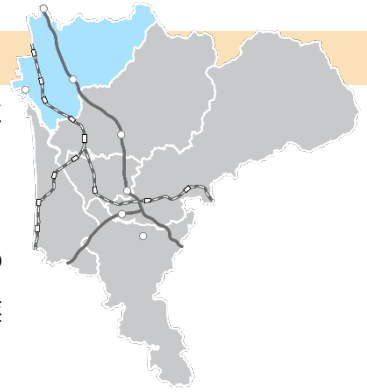
— : 行政区域	● : 地域中心
— : 都市計画区域	● : 緑の拠点
— : 市街化区域	● : 交通結節点
— : 都市機能誘導区域	— : 環状道路
— : 居住誘導区域	— : 放射道路
— : 複合系市街地	— : 分散導入路
— : 沿道系市街地	— : 交通結節点アクセス路
— : 住居系市街地	— : 既存道路
— : 工業地区	— : 鉄道
— : 田園共生地区	
— : 農業振興地区	
— : 自然保全地区	

0 500 1,000 1,500 2,000m

3-5 北部地域

◆ 地域の概況

- 北部地域の人口は2015年で78,699人であり、高齢化率は30.0%となっています。
- 面積は約13,550haで、そのうちの約8割（約10,260ha）に都市計画区域が指定されています。また、国道7号沿道や秋田港周辺の工業団地、土崎駅を中心に広がる住宅地や商業地等に市街化区域（約2,350ha）が指定されています。



◆ 主な課題

土地利用	■ 土崎地区は、住民の身近な買い物の場として、日常の暮らしの中で必要な機能を維持・増進し、拠点性の維持・向上を図る必要があります。
	■ 既存の住宅ストックの保全・活用、低未利用土地への対応などに取り組み、住環境を保全していく必要があります。
	■ 秋田港を中心とした工業地は、周辺環境に配慮しながら、良好な操業・事業環境を維持していく必要があります。
交通体系	■ 他地域との連携・交流を支える、道路網や公共交通の機能維持・増進を図る必要があります。
住環境・市街地整備等	■ 土崎地区は、地域住民はもとより、秋田港への来訪者にも利用される商業地として、居住や都市機能の誘導を促進する必要があります。
	■ 港町が有する特徴的な歴史・文化をいかし、魅力的な市街地景観を形成していく必要があります。
	■ 卸売市場の再整備にあたり、アクセス性等立地条件や利用者ニーズを踏まえた施設整備および周辺土地利用を検討する必要があります。

◆ 地域づくりの方向性

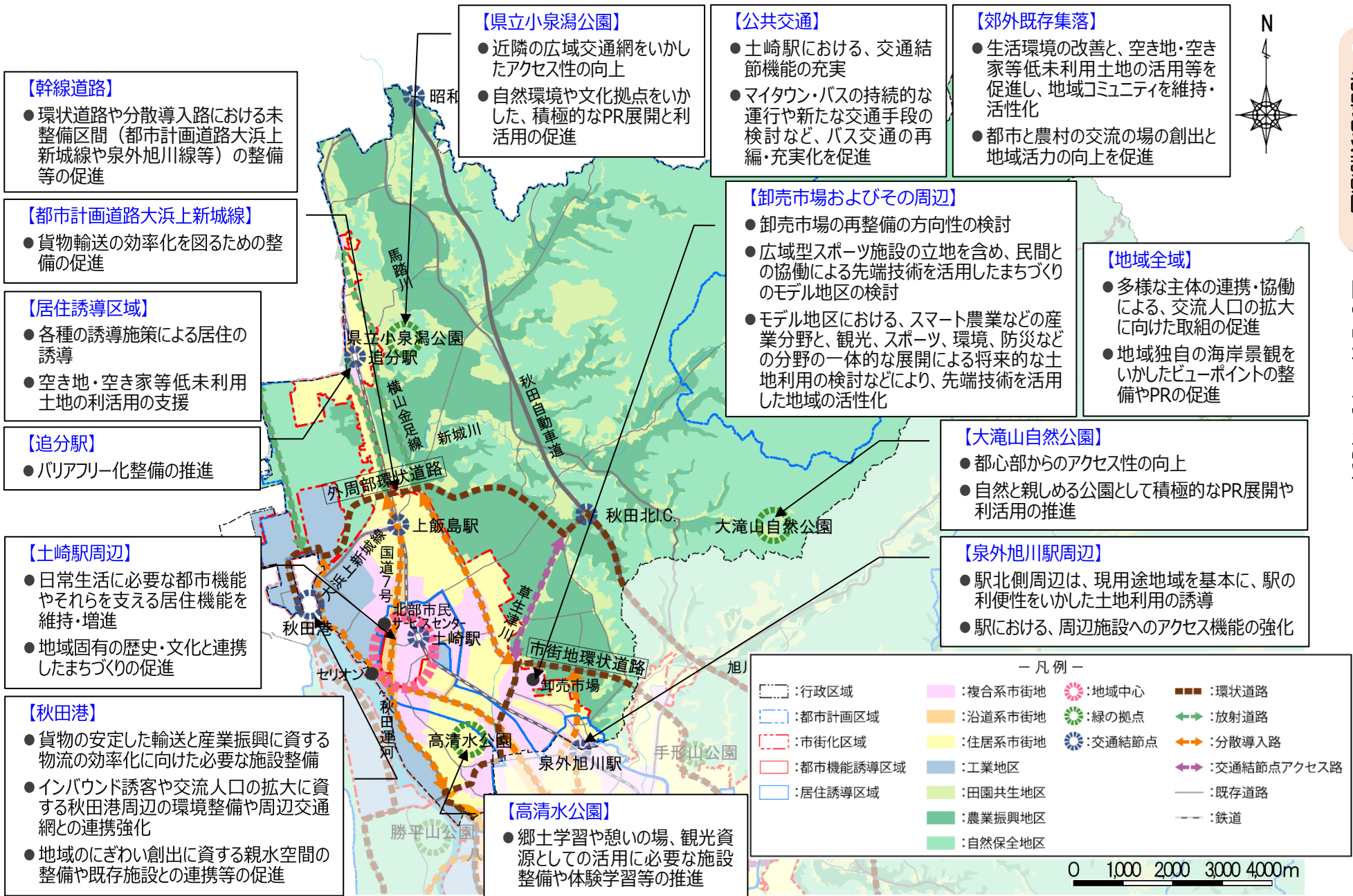
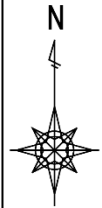
- [港町の歴史・文化をいかした にぎわいを生む市街地づくり](#)
- [都市機能や居住の誘導による 地域資源をいかした暮らしやすいまちづくり](#)
- [交通環境をいかした 生活利便性の高いまちづくり](#)

北部地域は、北東北の海の玄関口となる秋田港や、本市の産業を支える工業地帯に加え、海岸部の松林や田園・丘陵地などの自然的資源、史跡や公園、大学等高等教育機関をはじめとする歴史・文化資源などを有しています。

今後も、港湾機能の強化や、良好な操業環境の維持を図りながら産業の活性化を促進するとともに、本地域が有する多様な地域資源の保全・活用・連携による、魅力ある交流型のまちづくりを推進し、地域の活性化を目指します。

本地域の地域中心である土崎地区については、これまで集積してきた多様な都市機能や居住の維持・増進を図るとともに、土崎みなと歴史伝承館やポートタワーセリオン等の既存施設、土崎港曳山まつりやイベント等の活用など、港町としての歴史・文化をいかし、秋田港との一体的なまちづくりを推進します。

また、外旭川地区については、泉外旭川駅の開業や、新たな幹線道路の整備など、恵まれた交通環境をいかし、卸売市場の再整備に併せ、民間との協働による先端技術を活用したまちづくりのモデル地区の検討などにより、地域の活性化を目指します。



【幹線道路】

- 環状道路や分散導入路における未整備区間（都市計画道路大浜上新城線や泉外旭川線等）の整備等の促進

【都市計画道路大浜上新城線】

- 貨物輸送の効率化を図るための整備の促進

【居住誘導区域】

- 各種の誘導施策による居住の誘導
- 空き地・空き家等低未利用土地の利活用の支援

【追分駅】

- バリアフリー化整備の推進

【土崎駅周辺】

- 日常生活に必要な都市機能やそれらを支える居住機能を維持・増進
- 地域固有の歴史・文化と連携したまちづくりの促進

【秋田港】

- 貨物の安定した輸送と産業振興に資する物流の効率化に向けた必要な施設整備
- インバウンド誘客や交流人口の拡大に資する秋田港周辺の環境整備や周辺交通網との連携強化
- 地域のにぎわい創出に資する親水空間の整備や既存施設との連携等の促進

【県立小泉潟公園】

- 近隣の広域交通網をいかしたアクセス性の向上
- 自然環境や文化拠点をいかした、積極的なPR展開と利活用の促進

【公共交通】

- 土崎駅における、交通結節機能の充実
- マイタウン・バスの持続的な運行や新たな交通手段の検討など、バス交通の再編・充実化を促進

【郊外既存集落】

- 生活環境の改善と、空き地・空き家等低未利用土地の活用等を促進し、地域コミュニティを維持・活性化
- 都市と農村の交流の場の創出と地域活力の向上を促進

【卸売市場およびその周辺】

- 卸売市場の再整備の方向性の検討
- 広域型スポーツ施設の立地を含め、民間との協働による先端技術を活用したまちづくりのモデル地区の検討
- モデル地区における、スマート農業などの産業分野と、観光、スポーツ、環境、防災などの分野の一体的な展開による将来的な土地利用の検討などにより、先端技術を活用した地域の活性化

【地域全域】

- 多様な主体の連携・協働による、交流人口の拡大に向けた取組の促進
- 地域独自の海岸景観をいかしたビューポイントの整備やPRの促進

【大滝山自然公園】

- 都心部からのアクセス性の向上
- 自然と親しめる公園として積極的なPR展開や利活用の推進

【泉外旭川駅周辺】

- 駅北側周辺は、現用途地域を基本に、駅の利便性をいかした土地利用の誘導
- 駅における、周辺施設へのアクセス機能の強化

【高清水公園】

- 郷土学習や憩いの場、観光資源としての活用に必要な施設整備や体験学習等の推進

— 凡例 —

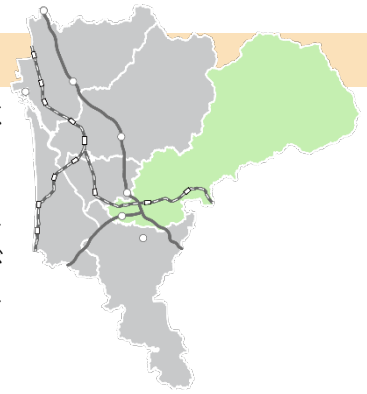
	: 行政区域		: 複合系市街地		: 地域中心		: 環状道路
	: 都市計画区域		: 沿道系市街地		: 緑の拠点		: 放射道路
	: 市街化区域		: 住居系市街地		: 交通結節点		: 分散導入路
	: 都市機能誘導区域		: 工業地区		: 交通結節点アクセス路		: 既存道路
	: 居住誘導区域		: 田園共生地区		: 鉄道		
	: 農業振興地区						
	: 自然保全地区						

0 1,000 2,000 3,000 4,000m

3-6 河辺地域

◆ 地域の概況

- 河辺地域の人口は2015年で8,533人であり、高齢化率は37.4%となっています。
- 面積は約30,110haで、そのうちの約2割（約5,630ha）に都市計画区域が指定されています。また、和田駅周辺および七曲臨空港工業団地に市街化区域（約140ha）が指定されています。



◆ 主な課題

土地利用	■ 和田地区は、住民の身近な買い物の場として、日常の暮らしの中で必要な機能を維持し、拠点性の維持を図る必要があります。
	■ 既存の住宅ストックの保全・活用、低未利用土地への対応などに取り組み、住環境を保全していくとともに、コミュニティを維持・活性化していく必要があります。
	■ 地域にある岩見川等の水辺空間、農地や樹林地等を貴重な地域資源として捉え、無秩序な市街化の抑制や市民・NPO等の多様な主体との協働・参画による管理・保全を図る必要があります。
交通体系	■ 和田地区と他地域との連携・交流を支える、道路網や公共交通の機能維持・増進を図る必要があります。
住環境・市街地整備等	■ 和田地区は、地域に不足する機能は他地域との連携により補完することとし、既存の商業・業務機能の維持に向け、居住や都市機能の誘導を促進する必要があります。
	■ 地域の広大な自然環境は適切に保全するほか、レクリエーションなど地域の資源として活用していく必要があります。

◆ 地域づくりの方向性

- [広大な自然環境をいかした やすらぎとうるおいが体感できるまちづくり](#)
- [日常生活を支え 安心して暮らすことのできる市街地づくり](#)
- [近隣地域との連携・交流によるまちづくり](#)

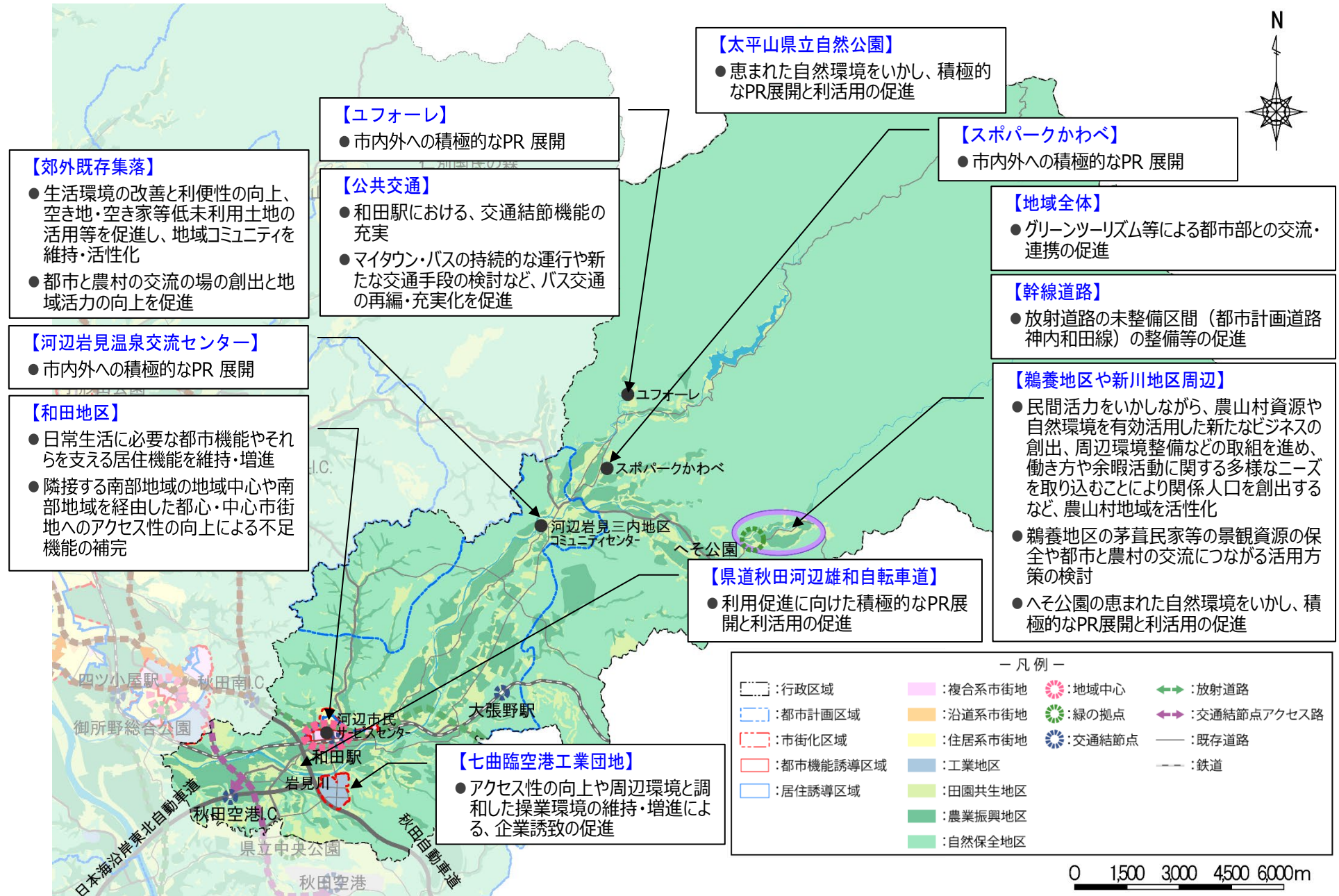
河辺地域は、太平山県立自然公園や岩見川など豊かな自然が広がり、旧羽州街道沿いの街並みや茅葺民家など地域の歴史を伝える資源や、岨谷峡等の優れた景勝地を有しています。

さらに、秋田空港が近接し、地域内に日本海東北自動車道のインターチェンジが整備されているなど、空と陸とを結ぶ交通の要衝でもあります。

これらの自然や景観資源、交通環境などをいかしながら、地域コミュニティの充実、都市と農村との交流、民間活力の活用などにより、やすらぎと緑にあふれ、にぎわいのある快適な地域づくりを進めます。

本地域の地域中心である和田地区については、行政・商業等の都市機能や交通結節機能を維持し、それらを支える居住を維持・誘導することで、安心して暮らすことのできる市街地の形成を目指します。

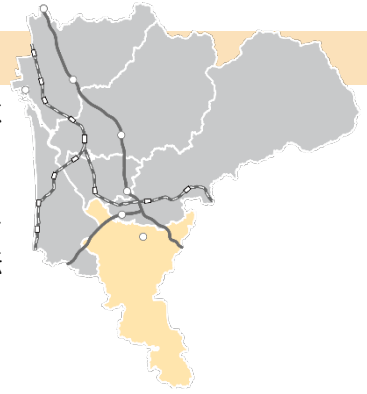
また本地域は、高齢化が進行しており、日常の暮らしの中で必要なサービスを地域内外で確保する必要があることから、既存集落のコミュニティ維持に取り組むとともに、道路網や公共交通を活用した近隣地域との連携・交流によるまちづくりを進めます。



3-7 雄和地域

◆ 地域の概況

- 雄和地域の人口は2015年で6,912人であり、高齢化率は33.8%となっています。
- 面積は約14,450haで、そのうちの約3割（約4,830ha）に都市計画区域が指定されています。また、雄物川沿いの妙法地区に市街化区域（約20ha）が指定されています。



◆ 主な課題

土地利用	■ 妙法地区や地域に分布している既存集落は、低未利用土地への対応等を行いつつ、地域コミュニティの維持・活性化を図る必要があります。
交通体系	■ 妙法地区と他地域との連携・交流を支える、道路網や公共交通の機能維持・増進を図る必要があります。
住環境・市街地整備等	■ 妙法地区は、地域に不足する機能は他地域との連携により補完することとし、既存の商業・業務機能の維持に向け、居住や都市機能の誘導を促進する必要があります。
	■ 地域の広大な自然環境を保全するほか、レクリエーションなど地域の資源として活用していく必要があります。
	■ 地域内に立地する大学等との連携強化等を進め、多種多様な人との交流による地域活力の向上を図る必要があります。

◆ 地域づくりの方向性

- [秋田空港や高速道路などの広域交通環境をいかしたまちづくり](#)
- [地域全体でコミュニティを育み 日常生活を支えるまちづくり](#)
- [地域内外の多種多様な交流による 活力のあるまちづくり](#)

雄和地域は、地域の中央に雄物川が流れ、河川沿いには田園が広がり、山林などの広大かつ良好な自然環境を有しています。また、県立中央公園や高尾山などの観光・レクリエーション施設とともに、国際教養大学や県農業試験場などの学術・研究の拠点も立地する地域です。

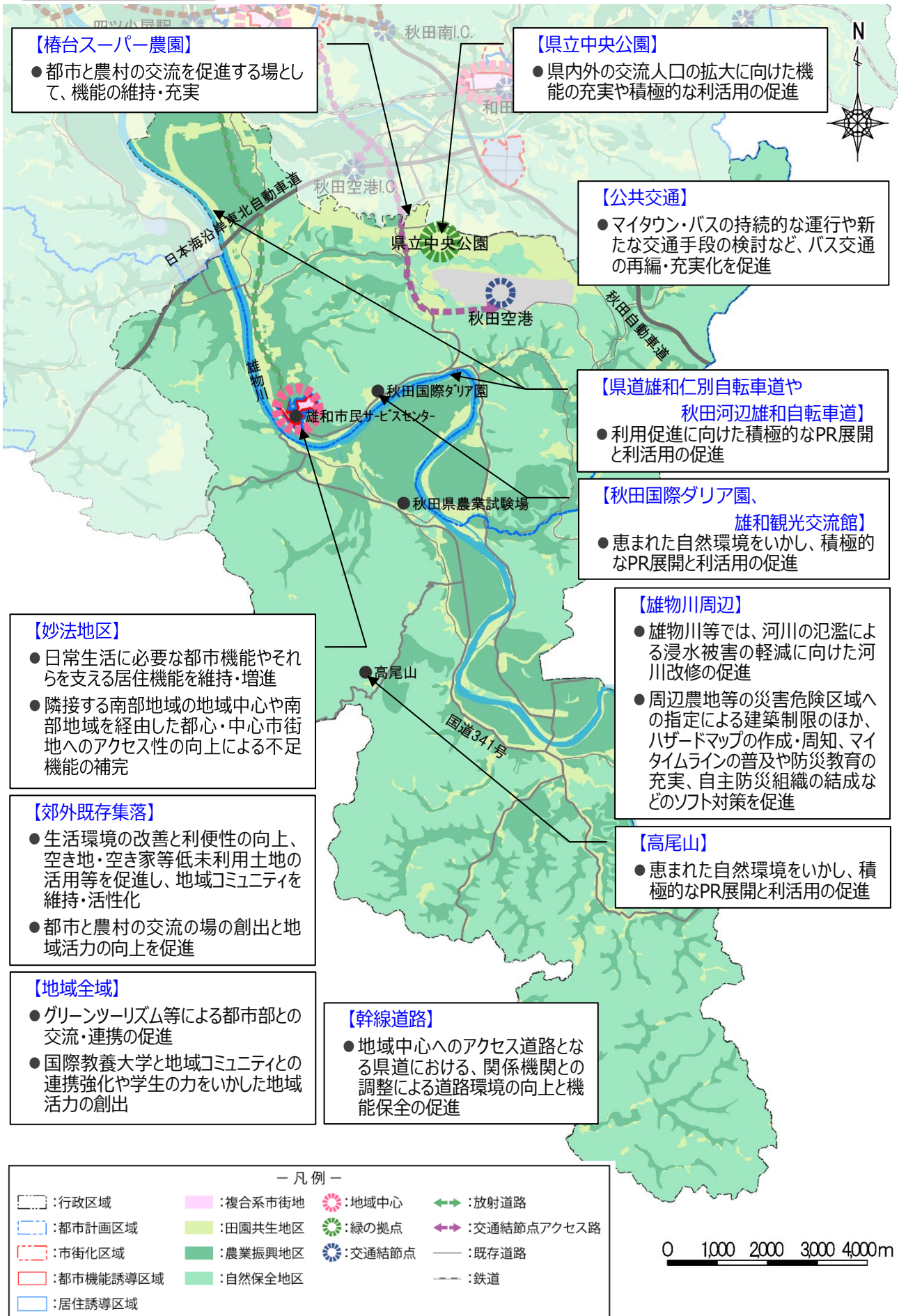
本市の空の玄関口となる秋田空港のほか、日本海東北自動車道のインターチェンジが近接している広域交通環境をいかし、これらの自然や観光・レクリエーション施設等の利用を促進します。

本地域の地域中心である妙法地区については、行政、市民交流、子育て支援等の公共公益機能が集積していることから、地域内の各集落からのアクセスがしやすい環境づくりを進めます。

また本地域は、高齢化が進んでいるものの、地域コミュニティ活動が活発で団結力があるなど、地域住民が支え合う意識の高い地域であることから、妙法地区を中心として、日常生活を支え地域全体でコミュニティを育み、安心して住み続けることができる地域づくりを進めます。

さらに、観光・レクリエーション施設や学術・研究施設を中心に多種多様な人が集まる環境をいかし、地域内外の交流による活力のあるまちづくりを目指します。

○ 雄和地域構想図 : 主な地域づくりの方針



【橋台スーパー農園】
 ● 都市と農村の交流を促進する場として、機能の維持・充実

【県立中央公園】
 ● 県内外の交流人口の拡大に向けた機能の充実や積極的な利活用の促進

【公共交通】
 ● マイタウン・バスの持続的な運行や新たな交通手段の検討など、バス交通の再編・充実化を促進

【県道雄和仁別自転車道や秋田河辺雄和自転車道】
 ● 利用促進に向けた積極的なPR展開と利活用の促進

【秋田国際ゲリア園、雄和観光交流館】
 ● 恵まれた自然環境をいかし、積極的なPR展開と利活用の促進

【妙法地区】
 ● 日常生活に必要な都市機能やそれらを支える居住機能を維持・増進
 ● 隣接する南部地域の地域中心や南部地域を経由した都心・中心市街地へのアクセス性の向上による不足機能の補完

【雄物川周辺】
 ● 雄物川等では、河川の氾濫による浸水被害の軽減に向けた河川改修の促進
 ● 周辺農地等の災害危険区域への指定による建築制限のほか、ハザードマップの作成・周知、マイトタイムラインの普及や防災教育の充実、自主防災組織の結成などのソフト対策を促進

【郊外既存集落】
 ● 生活環境の改善と利便性の向上、空き地・空き家等低未利用土地の活用等を促進し、地域コミュニティを維持・活性化
 ● 都市と農村の交流の場の創出と地域活力の向上を促進

【高尾山】
 ● 恵まれた自然環境をいかし、積極的なPR展開と利活用の促進

【地域全域】
 ● グリーンツーリズム等による都市部との交流・連携の促進
 ● 国際教養大学と地域コミュニティとの連携強化や学生の力をいかした地域活力の創出

【幹線道路】
 ● 地域中心へのアクセス道路となる県道における、関係機関との調整による道路環境の向上と機能保全の促進

— 凡例 —

□ : 行政区域	■ : 複合系市街地	● : 地域中心	↔ : 放射道路
□ : 都市計画区域	■ : 田園共生地区	● : 緑の拠点	↔ : 交通結節点アクセス路
□ : 市街化区域	■ : 農業振興地区	● : 交通結節点	— : 既存道路
□ : 都市機能誘導区域	■ : 自然保全地区	— : 鉄道	
□ : 居住誘導区域			

第4章 実現化方策

実現化方策とは、本市の目指すべき都市の姿である「暮らしの豊かさを次世代につむぐ持続可能な活力ある都市」の実現に向けて、本計画で掲げたまちづくりの方針を具体化していくための主な方策を示すものです。

4-1 多様な主体の協働によるまちづくりの推進

社会経済構造が大きく変化する中で、まちづくりにあっては、市民・事業者・行政等が、それぞれの長所をいかして効果的に連携しながら、具体的な行動を起こしていくことが重要です。

本計画で掲げる、将来都市像の実現に向け、各主体がお互いの役割を認識し、積極的なまちづくり活動に取り組んでいく体制が必要となります。

市民の役割

まちづくりの主役であり、市民協働によるまちづくりでは、NPOやボランティア、地域の住民など、市民がそれぞれの長所をいかしながら、役割分担をして、主体的・積極的にまちづくりに取り組むことが期待されます。

事業者の役割

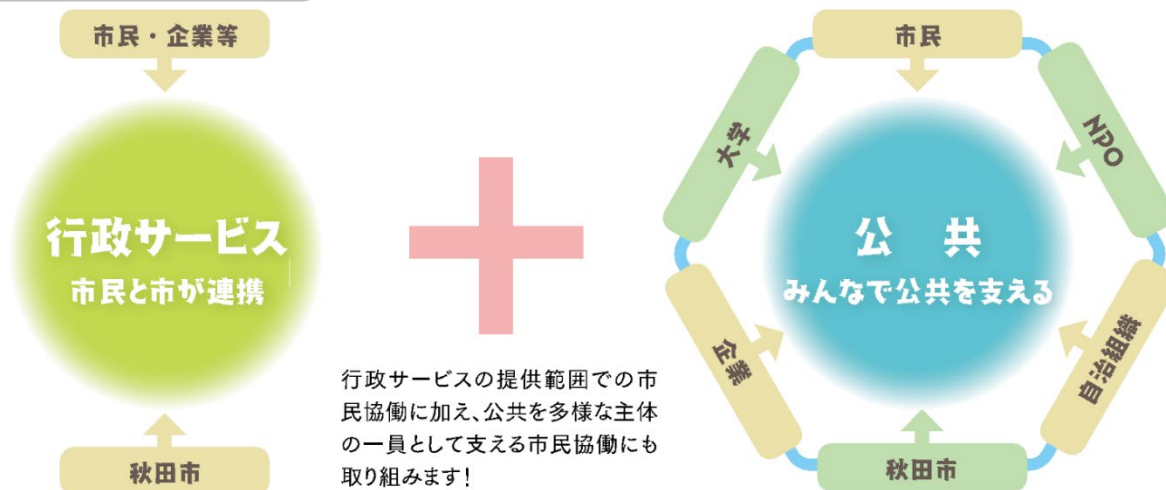
日ごろの事業活動を通して、市や地域の活性化に貢献するとともに、本市の目指すべき都市の姿の理解に努め、市民や行政が進めるまちづくり活動に積極的に参加・協力していくことが期待されます。

行政の役割

市民生活に必要不可欠な都市基盤整備を推進するとともに、計画的かつ効率的なまちづくりに向けた規制・誘導を実施していくことが求められています。

市民・事業者・行政等の多様な主体の協働によるまちづくりを牽引する役割も担っており、各主体の自発的なまちづくり活動の展開に向けて、支援体制の充実を図っていく必要があります。

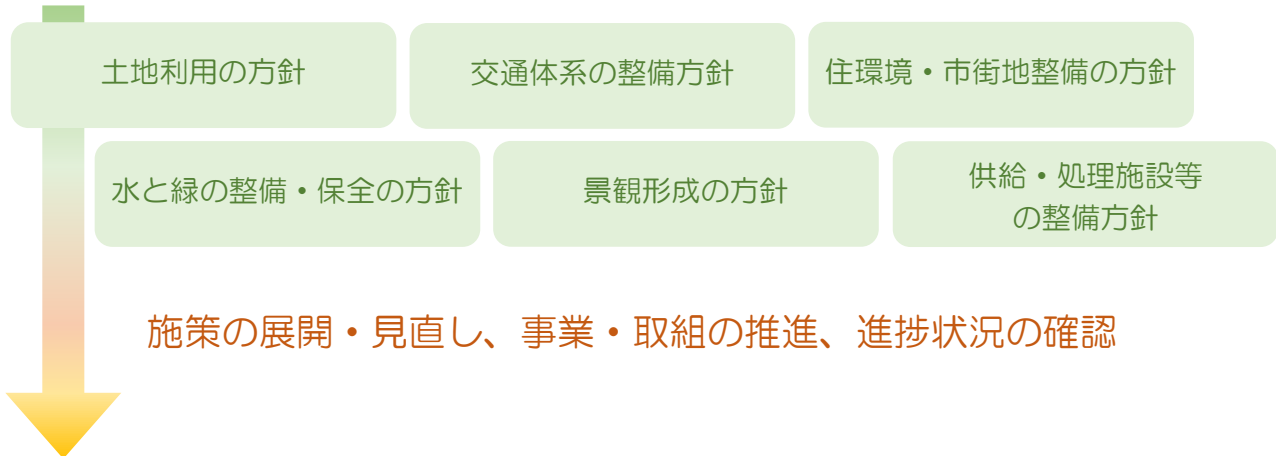
○ これからの市民協働



4-2 将来都市像の実現に向けた施策展開の方向性

全体構想における各分野の方針に基づき、都市計画として対応すべき事項や主要施策を定め、まちづくりの目標の達成に向けた取組を推進します。

●全体構想

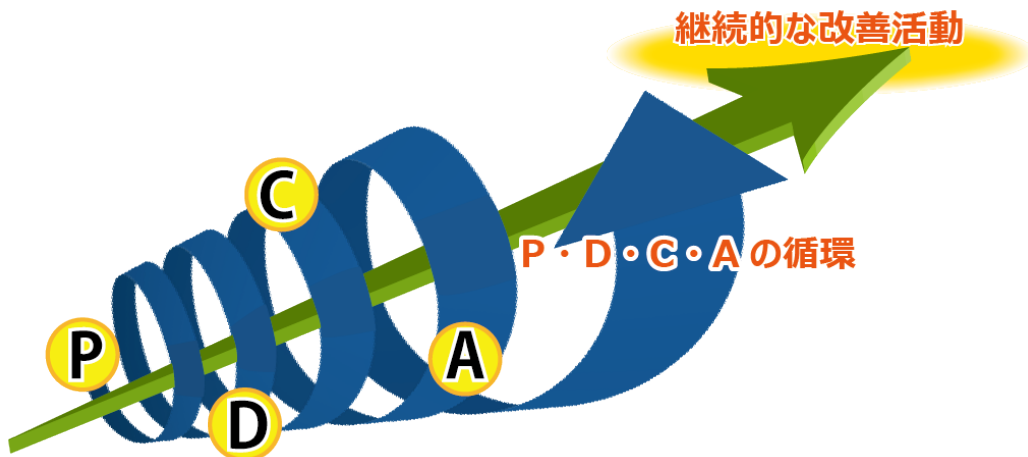


●まちづくりの目標



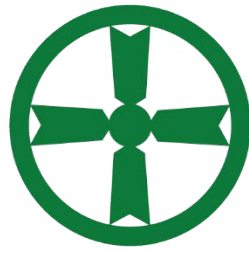
4-3 総合都市計画の評価・管理

計画の具体的な進行管理は、市民・事業者・行政等が様々な視点から評価を行いながら、計画のさらなる改善に向けた段階的・継続的な取組が必要となることから、計画策定（Plan）後の施策の展開（Do）を受け、その後に進捗管理指標を評価（Check）し、必要に応じて見直す（Action）といった、「PDCAサイクル」により、計画の管理と質の確保を図ります。



第7次秋田市総合都市計画（概要版）
令和3年6月策定

編集・発行 秋田市
お問い合わせ先 秋田市都市整備部都市計画課
〒010 - 8560 秋田市山王一丁目1番1号
TEL 018-888-5764
FAX 018-888-5763
E-mail ro-urim@city.akita.lg.jp



秋田市